

## 国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針

平成18年3月15日  
教育研究評議会

上越教育大学の理念・目的を最適に実現するとともに教育研究の一層の向上を目指し、大学教員人事に係る基本方針を定めるものとする。

- 1 教育に関する臨床的研究の推進とその成果に基づいて優れた教育実践力を有する教育者の養成と現職教員の資質向上への取組が円滑に進むよう、教員人事は大学全体で行うものとする。
  - (1) 柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、柔軟で多様な人事を行うものとする。
  - (2) 教員の流動性を高め、教育・研究・社会貢献の高度化と活性化を図るものとする。
  - (3) 学校現場と密接に結びついた実践的な大学であることから、学校現場における教育経験を有する者の雇用促進を図るものとする。
  - (4) 国内外を問わず優れた人材の確保及び男女共同参画社会の実現に向け、外国人及び女性の雇用促進を図るものとする。
- 2 教育研究活動の不断の活性化、教員人事の客観性及び透明性を高めるため、教員人事はシンプルで明確な基準によって管理するものとする。
  - (1) 教員の採用及び昇任等（以下「選考」という。）は、本学の理念・目的に沿って行うものとする。
  - (2) 教員の選考に当たっては、学長が選考の目的・理由を明確にし、教育研究評議会に発議して行うものとする。
  - (3) 教員の採用は、原則として公募とする。
  - (4) 教員候補者の選考は、教授以上を構成員とする教授会（以下「人事教授会」という。）に置く教員選考委員会が候補者を決定し、人事教授会の議を経て、教育研究評議会が行うものとする。
  - (5) 教員の選考に当たっては、履歴、研究業績、教育業績、社会貢献、教育や研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに、面接、授業、講義録等により、教育の能力を具体的に評価するものとする。
  - (6) この方針に沿った教員選考基準を作成し、公開するものとする。

第 3 1 回 教育研究評議会議事要旨（抜粋）

日 時 平成 1 8 年 3 月 2 2 日（水） 1 3 : 1 0 ~ 1 3 : 2 0

議 事

1 （省略）

2 大学教員の人事方針

学長から、3月15日（水）開催の第30回教育研究評議会で承認された同方針について、学校現場における教育経験を有する者の雇用促進、外国人及び女性の雇用促進に係る具体的な対応策について次のとおり説明があった。

(1) （省略）

(2) 外国人の雇用促進

教員の公募に際して「国籍は問わない。ただし、日本語を母語としない場合は、教育及び学内業務を遂行可能な十分な日本語能力を有すること」を明記する。

(3) （省略）

以 上

# 国立大学法人上越教育大学外国人教師 就業規程

( 平成16年 4 月 1 日 )  
規 程 第 3 8 号 )

改正 平成18年 3 月31日規程第20号

## 国立大学法人上越教育大学外国人教師就業規程

( 目的 )

**第 1 条** この規程は、国立大学法人上越教育大学職員就業規則（平成16年規則第10号。以下「就業規則」という。）第3条第4項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）に勤務する外国人教師の就業について必要な事項を定める。

( 定義 )

**第 2 条** この規程において、「外国人教師」とは、上越教育大学の外国語関連授業科目を担当させる上で、高度の専門的学識又は技能を有する外国人で、本法人が常勤の教師として期間を定めて雇用する者をいう。

( 遵守遂行 )

**第 3 条** 学長及び外国人教師は、それぞれの立場でこの規程を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

( 採用 )

**第 4 条** 外国人教師の採用は、選考によるものとする。

2 外国人教師の選考に当たっては、就業規則第3条第1項第1号に規定する大学教員の例に準じて行うものとする。

3 新たに外国人教師として採用される者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 卒業証明書

(3) 資格に関する証明書

(4) 本名、国籍及び在留資格等を証明する書類

(5) その他学長が必要と認める書類

4 前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、外国人教師は、所要の書類により、その都度、速やかに届け出なければならない。

5 学長は、外国人教師との勤務の契約について、日本語及び当該外国人教師が契約内容を理解できる外国語の契約書で締結するものとする。

( 雇用期間 )

**第 5 条** 外国人教師との雇用契約の期間は1年を超えないものとし、年度の途中で契約する場合は、その終期を当該年度の末日とする。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

(給与の種類)

**第6条** 外国人教師の給与の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 俸給
- (2) 期末手当
- (3) 勤勉手当
- (4) 通勤手当
- (5) 寒冷地手当

(俸給)

**第7条** 俸給は、別表第1に定める号俸と俸給月額により支給する。

2 前項の俸給は、別表第2及び別表第3により算定し、決定する。

(期末手当)

**第8条** 期末手当は、国立大学法人上越教育大学職員給与規程(平成16年規程第42号。以下「職員給与規程」という。)第40条に規定する職員の例に準じて支給するものとする。ただし、役職段階別加算額の加算割合は、100分の15とする。

(勤勉手当)

**第9条** 勤勉手当は、職員給与規程第41条に規定する職員の例に準じて支給するものとする。ただし、役職段階別加算額の加算割合は、100分の15とする。

(通勤手当)

**第10条** 通勤手当は、職員給与規程第30条に規定する職員の例に準じて支給するものとする。

(寒冷地手当)

**第11条** 寒冷地手当は、職員給与規程第44条に規定する職員の例に準じて支給するものとする。

(給与計算期間及び給与支給日)

**第12条** 給与計算期間及び給与支給日は、職員給与規程第2条に規定する職員の例に準ずる。

(給与の支払等)

**第13条** 給与の支払等は、職員給与規程第3条から第6条及び第9条に規定する職員の例に準ずる。

(住居)

**第14条** 外国人教師には、本法人に所属する建物を住居として使用させる。ただし、適当な建物がない場合には、本法人が私有の建物又は部屋を借り上げ、住居として使用させることができる。

2 前項のいずれの場合においても、外国人教師は、本法人が定める基準により決められた額を使用料として本法人に支払うものとする。

3 外国人教師が住居で生活のため消費する電気、ガス及び水道の料金等は、当該外国人教師が負担するものとする。

(サービス)

**第15条** 外国人教師は、労働時間、授業時間割、サービスに関する事項等について、本法人の定める学内諸規則等並びに学長の指示を守らなければならない。

( 週休日等 )

**第 1 6 条** 外国人教師の週休日及び休日，年次有給休暇，病気休暇及び特別休暇の取扱いについては，就業規則に定める大学教員の例に準ずるものとする。

2 外国人教師が自己の病気により引き続き90日を超えて勤務しないときは90日を超えた日以後の給与は半減する。

3 外国人教師が自己の病気により引き続き180日を超えて勤務しないときは，学長は当該外国人教師との契約を解約することができる。

( 契約の解約 )

**第 1 7 条** 第 5 条に定める雇用期間内においても，学長又は外国人教師の都合により契約を解約することができる。

2 前項の場合において，解約しようとする一方から少なくとも30日前にその旨を他の一方に通知するのでなければ，解約の効力は生じないものとする。

( 一時帰国 )

**第 1 8 条** 学長は，勤務した期間が3年を超え，かつ，引き続き雇用が予定されている外国人教師に対して，本国における研修の機会を与えること等を考慮し，3年につき1回，1月以内の期間（本法人と帰国先国との間を往復するために要する期間を除く。）の帰国（以下「一時帰国」という。）を承認することができる。

2 一時帰国は，本学の休業期間中に実施する等の処置を講ずることにより授業計画等を含む本務に支障が生じない時期に行わなければならない。

3 一時帰国の期間は，一時帰国休暇とし，有給として取り扱うものとする。

4 外国人教師は，一時帰国を申請する場合には，学長に対し一時帰国承認願を提出し，その承認を受けなければならない。

5 一時帰国の旅費は，本法人が定める基準により支給するものとする。

( 退職手当 )

**第 1 9 条** 退職手当は，非違によることなく，3年以上勤務し，退職した場合には，本法人が定める基準により支給するものとする。

( 契約の解除 )

**第 2 0 条** 外国人教師が第15条の規定に違反したときは，学長は契約を解除することができる。

( 赴任及び帰国旅費 )

**第 2 1 条** 赴任及び帰国旅費は，本法人が定める基準により支給するものとする。ただし，帰国旅費は，2年以上外国人教師として勤務し，契約期間満了後，他の職に就かず3月以内に本邦を出発する場合に限り支給するものとする。

( 訴訟の管轄 )

**第 2 2 条** 契約に関する訴えの管轄は，本法人の所在地を管轄区域とする新潟地方裁判所高田支部とする。

( 細則 )

**第 2 3 条** この規程に定めるもののほか，外国人教師の就業に関する事項は，学長が必要な都度定める。

附 則

- 1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に外国人教師として上越教育大学に在職し，平成16年4月1日に引き続き本法人に在職する当該外国人教師に係る本規程を適用する場合の勤務期間については，平成16年3月31日以前の上越教育大学の外国人教師としての在職期間を通算するものとする。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

**別表第 1 (第 7 条関係)**

## 俸給表

号俸	俸給月額
1	326,000円
2	370,000円
3	416,000円
4	458,000円
5	499,000円
6	541,000円
7	574,000円

**別表第 2 (第 7 条関係)**

## 号俸格付基準表

号俸	大学卒業後の経験年数	短期大学卒業後の経験年数
1	0年以上～ 2年未満	0年以上～ 5年未満
2	2年以上～ 7年未満	5年以上～ 10年未満
3	7年以上～ 12年未満	10年以上～ 15年未満
4	12年以上～ 19年未満	15年以上～ 22年未満
5	19年以上～ 26年未満	22年以上～ 29年未満
6	26年以上～ 32年未満	29年以上～ 35年未満
7	32年以上～	35年以上～

**別表第 3 (第 7 条関係)**

## 経験年数換算表

経	歴	換算率
外国政府等公的機関又は教育・研究機関の職員としての在職期間	教育・研究系職員として在職した期間	100 / 100
	その他の期間	80 / 100
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る)		100 / 100
民間会社の職員としての在職期間		80 / 100
兵役期間, 牧師, 修道女等の期間		80 / 100
その他の期間	教育, 研究等に関する職務に従事した期間で, その職務についての経験が直接役立つと認められる期間	100 / 100
	その他の期間	50 / 100

## 上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方

平成14年6月19日  
運営評議会承認

### はじめに

最近、世界的規模で、社会、経済、文化のグローバル化が急速に進展し、国際的な流動性が高まっている。

例えば、平成11年6月のケルンサミットにおいては、来るべき21世紀は柔軟性と変化の世紀であり、すべての人々にとって流動性に対応するためのパスポートは教育と生涯学習であるとして、生涯にわたる学習の機会の確保と、学生、教員等の国際交流の重要性が強調された。

グローバル化時代に対応して教育の在り方を見直す必要性については、我が国に限らず国際的にも共通の認識となっていて、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について(答申)(平成12年11月22日大学審議会)」において、我が国を取り巻く状況と高等教育の更なる改革の必要性をうたっている。

グローバル化時代における高等教育が目指すべき改革の方向は、我が国の高等教育の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を図らねばならない。そのため、国際協力や国際理解グローバル化時代への対応とその視点が必要である。グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実や学生、教員等の国際的流動性の向上などがあげられる。

こうした世界の動きにあって、日本においては、グローバル化時代に求められる教養を重視した教育の改善充実として、自らの文化と世界の多様な文化に対する理解の促進を考えなければならない。異なる歴史的・文化的背景や価値観を持つ人々と共生していくためには、自らがよって立つ国や地域の歴史や伝統、文化を深く理解し、異なる文化的背景を持つ人々に対し、これを適切に説明し理解を求めたり、主張したりすることのできる能力を学生が養うことが必要である。

また、異なる歴史的・文化的背景や価値観の存在を視野に入れつつ、地球的規模で物事を考える基礎を培う観点から、世界の多様な国や地域の歴史や伝統、文化に対する理解を深めさせることが重要である。

### 本学の国際交流

#### 1 学生の海外派遣の充実

国際社会で活躍できる人材を育成するためには、学生に、外国語の習得だけでなく、異なる文化的背景を有する人々と共に学び生活することなどを通じて、相手の立場を理解しようとする感覚を身につけさせるとともに、国境を越えた適応能力を獲得させることが大切である。

このためには、できる限り若いうちに異文化体験を得させることが重要であり、短期留学による日本人学生の海外派遣を一層拡充、支援したり、海外でのインターンシップの推進や、フィールドワーク等の単位化を促進したりするなどの方策を充実することが必要である。

#### 2 若手教員等の海外派遣の充実

学生の指導に当たる教員自身の国際感覚を高めるとともに、我が国の大学の「知」を積極的に海外に提供していく観点から、教員の海外派遣を充実することが必要である。

また、国際感覚に富んだ若手の教員や研究者を育成する観点から、若手教員を積極的に海外に送り出すことが必要である。



### 3 留学生受入れの推進

大学の教育研究の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化に向けて大学改革を推進することは、留学生の受入れの基盤となるものであり、また、留学生の受入れを拡大することは、本学の大学改革をさらに促進することにもつながるものである。

### 4 異文化理解マインドをもった教員の養成

我が国と諸外国相互の研究・教育の国際化・活性化を促すとともに、国際理解の推進と国際協力の精神の醸成に寄与するという観点から、教育現場においては、異文化理解教育が重要な課題となり、異文化理解マインドを持った教員の養成を目指して行かなくてはならない。

異文化理解マインドを持った教員は、教育現場において、豊かな国際感覚・国際協力の精神をもった子どもたちを育成することになる。

教員養成大学である本学においては、これまでの教師教育に加え、今後は異文化理解に関する研究・教育を実践し、異文化理解マインドを持った教員を養成していくことが、社会的な使命の一つであると考えている。

## 推進計画

本学が学校教育のCOEとなるため、そして異文化理解マインドをもった教員を養成していくために、本学の教育と研究を国際的視野に立って推進することが必要となる。そのために、本学では2つの目的を軸に、その具体的な推進計画を次に掲げる。

- 目的：  
：異文化理解マインドを持った教員の養成  
：国際レベルでの学校教育とその教育者養成の研究推進

### 1 学術交流の積極的推進

#### 1) 研究者の受入れ

本学の研究水準をより高度なものにするため、海外の第一線の研究者との共同研究を推進するとともに、積極的な受入を実施する。

#### 2) 研究者の派遣

本学の担い手となる若手研究者を中心に国際学会等へ積極的に派遣する。

#### 3) 共同研究

協定校の研究者との共同研究の可能性を探るため、コーディネーターを中心に情報を交換し、積極的に共同研究を推進する。

### 2 留学生交流の推進

#### 1) 学内の協力体制の強化

留学生担当教官を配置し、留学生担当指導教官と連携して、留学生と教官、または留学生と学生の積極的な交流を通じ、大学全体で留学生を支援する協力体制を確立する。

現在、本学では未着手である各種留学生交流(研修)プログラムを作成し実施する。

#### 2) 留学生支援

優秀な留学生獲得のための諸施策の検討及び修学上の問題点への対応等、留学生支援の充実を図る。

受入目標数を設定し、受入体制を確立する。

留学生への生活・修学支援、あるいは帰国留学生へのアフターケア等、きめ細かい支援を実施する。

3) 本学学生の派遣

交流協定校への積極的な派遣を検討し実施する。

毎年コンスタントに学生を派遣できるようなシステムの確立を図る。

**3 大学間交流協定校との交流推進**

1) 計画的な研究者交流及び留学生交流

継続し、充実した研究・教育のために、常時協定校との協定・協定内容の見直しや、本学の研究者交流及び留学生交流計画の実施に見合った協定校の数・国(地域)を検討し、交流の質的充実を図る。

2) 単位互換

留学生交流を実のあるものとするため、派遣大学で取得した単位を本学の卒業要件単位として認定する、いわゆる単位互換制度の具体的な実施に向けた検討を早急に行い、制度を確立する。

**4 国際交流推進室の設置**

上記1～3の実施のため「国際交流推進室」を設置し、本学の研究者交流・留学生交流実施の中心的組織とする。

また、国際交流推進室の円滑な運営のために、事務組織の充実を図る。

**5 国際交流基金の設立**

教職員の国際交流・留学生交流に関する認識を高め全学的な協力体制を強化するとともに、国際交流推進室の質的充実のため、教職員等からの定期的な経済的支援を行う。

平成17年6月22日

教 員 各 位

国 際 交 流 推 進 室 長

平成17年度 海外との研究交流の募集について（通知）

本学の国際交流推進計画に基づき、海外の大学等との研究交流を推進するため、下記のとおり研究交流計画を募集します。

1. 募集内容

海外との研究交流を積極的に推進するため、本学教員を海外に派遣し、又は海外の研究者を本学に招へいするための旅費（国内旅費、航空賃及び滞在費）を支給します。

- ・派遣（招へい）期間 1週間～1か月程度
- ・1件当たりの旅費支給額 50万円を上限とします。
- ・研究テーマ等

次の～のいずれかに該当するものを対象とします。

本学の交流協定締結校との研究者交流（共同研究など）

本学の中期計画・年度計画及び本学が推進する事業の実施に関連するもの  
若手研究者の国際学会等への参加

2. 応募資格

本学の教授、助教授、講師、助手

3. 採択予定件数

4件以上（うち、若手研究者の派遣が1件以上）

（事業総額190万円、うち若手研究者派遣分として50万円以上を予定）

\*若手研究者とは、平成17年4月1日現在で40歳以下の者をいう。

（昭和39年4月2日以降に生まれた者）

4. 募集方法

- ・「応募調書」及び「旅費算定書」に必要事項を記入し、事務担当へ提出してください。
- ・応募書類は、グループウェアのファイルライブラリ『国際交流推進室』にも掲載しますので、使用してください。また、希望者には担当係から、応募書類を配付します。
- ・締切：平成17年7月4日（月）
- ・提出先：研究連携室国際交流係

5. 採択審査

研究交流計画の採択については、国際交流推進室において、本学の国際交流計画推進の観点から総合的に審査し、学長が決定します。

6. 研究交流報告書の提出

交流事業終了後2週間以内に、「研究交流報告書」を提出していただきます。

また、国際交流推進室において報告会の実施を企画します。

7. 事務担当（問合せ先）

総務部研究連携室国際交流係 伊藤（内線：3666，E-mail：kkoryu@juen.ac.jp）

「平成17年度 海外との研究交流」の計画にあたっての注意事項

- (1) 派遣事業は研究テーマの ～ を対象とし、招へい事業は研究テーマの ， を対象とします。
- (2) 旅費支給上限額（50万円）を上回る研究計画であっても、教員個人に配分された教育研究教員経費とあわせて実施することは可能です。
- (3) 研究計画（派遣）に支給される旅費の範囲は、次のとおりです。  
研究者本人の上越教育大学から空港までの国内旅費  
研究者本人の当該研究計画の実施にかかる外国旅費
- (4) 研究計画（招へい）に支給される旅費の範囲は、次のとおりです。  
招へい研究者本人の来日にかかる外国旅費  
招へい研究者本人の日本国内滞在中の国内旅費  
（ただし、本学教員との研究交流実施にかかる滞在期間のみを対象とする。）  
招へい研究者の日本到着・出発の際の空港への送迎者（1名）の国内旅費
- (5) 研究計画（招へい）は、招へい研究者が本学教員との研究交流を目的に来日し、日本滞在期間のうち概ね半分以上の期間は、上越に滞在することを条件とします。
- (6) 研究計画の実施に際し、当初の旅費見込額を上回るようになった場合は、日当・宿泊費を減額して支給することがあります。

## 海外との研究交流 応募調書（ 研究交流・派遣）

研究テーマ等の区分	.	提出日： 年 月 日			
所 属	第 部	講座	分野		
職 名・氏 名	.				
生年月日（年齢）	昭和 年 月 日生（ 歳）				
研 究 テ ー マ					
渡 航 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
研 究 日 程	年 月 日	国 名	滞在地（都市）	研究機関・大学	滞在日数
受入研究機関に おける研究計画					
受入研究機関名 受入研究者の 職・氏名 受入機関の住所					
受入研究機関 との調整状況					
研究交流の意義 （中期計画等との関 連性，国際交流推 進への寄与，研究 成果の有用性など）					
不在中の職務 補充等の措置					

（注）記入スペースが狭い場合は，縦に広げて作成してください。

海外との研究交流 応募調書 ( 研究交流 招へい)

研究テーマ等の区分	・	提出日： 年 月 日
所 属	第 部	講座 分野
職 名 ・ 氏 名	・	
研 究 テ ー マ		
招へい者	氏 名	
	国籍・性別 生年月日	男 ・ 女 年 月 日生 ( 歳 )
	所属機関名 職 名 所 在 地	
招へい期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
招へい者の研究概要, 主な研究業績		
本学における研究内容, 研究計画		
本学における主な研究協力者		
招へい者による講義, 講演等の計画		
本学, 本学教員の研究活動との関連		
派遣元機関との交渉の経過		
招へいの意義 (中期計画等との関連性, 国際交流推進への寄与, 研究成果の有用性など)		

(注) 記入スペースが狭い場合は, 縦に広げて作成してください。

海外との研究交流 応募調書 ( 国際学会等参加)

研究テーマ等の区分						提出日： 年 月 日
所 属	第 部		講座		分野	
職 名 ・ 氏 名	.					
生年月日 (年齢)	昭和 年 月 日生 ( 歳)					
研 究 テ ー マ						
渡 航 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
研 究 日 程	年 月 日	国 名	滞在地 (都市)	研究機関・大学	滞在日数	
国際学会等の名称 開催期間 主催団体名 開催地の住所						
国際学会等への 参加計画 学会等における 役割 その他の研究計画						
学会等参加の意義 研究活動との関連 など						
不在中の職務 補充等の措置						

国際学会等の資料 (開催案内, プログラム等) を添付願います。

(注) 記入スペースが狭い場合は, 縦に広げて作成してください。







# 研究交流報告書

平成 年 月 日

上越教育大学長 殿

所属・職名  
氏 名

研究日程	期 間	旅行区間及び滞在地	研究機関
	年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日		
研究テーマ			
研究概要 研究成果			
研究中の感想 又は希望等			

(注) 記入スペースが狭い場合は、縦に広げて作成してください。

## 平成 17 年度 第 1 回留学フェア

日 時 平成 17 年 11 月 16 日 (水) 13:00 ~

場 所 第 2 講義棟 103 室

### 次 第

- 1 国際交流推進室 コーディネーター部会長挨拶
- 2 各コーディネーターによる交流協定校紹介  
韓国教員大学校 (韓国) ..... 釜田コーディネーター  
哈爾濱師範大学 (中国) ..... 黎コーディネーター  
北京師範大学 (中国) ..... //  
グラスゴー大学 (イギリス) ..... 加藤コーディネーター  
アイオワ大学 (アメリカ) ..... 庭野コーディネーター
- 3 短期留学推進制度 (派遣) について ..... 石田留学生係長
- 4 短期語学プログラム等について ..... 臼杵学長特別補佐
- 5 質疑応答

## 派遣留学生助成事業のお知らせ

教育支援課

上越教育大学国際交流推進後援会から、派遣留学生への助成事業の実施について案内がありましたので、お知らせします。

助成事業の内容は、次のとおりです。

- (1) 後援会は、派遣留学生に対し、留学費用を援助するため、5万円の奨学金を支給します。
- (2) 助成の対象となる派遣留学生の範囲は、次のとおりです。
  - ア 上越教育大学に在学する学生（非正規学生を除く。）であること。
  - イ 大学が学生交流協定等を取り交わした協定校に、当該協定等に基づいて留学する者で、留学期間が3か月以上1年未満であること。
  - ウ 留学の目的及び計画が明確で、留学の成果が期待でき、留学終了後、大学で学業を継続する意思のある者。  
なお、当該留学のために大学を休学し留学する者も含まれます。
  - エ 上記イに準ずる派遣留学生として、後援会が特に認める者。
- (3) 奨学金の支給手続などは、次のとおりです。
  - ア 派遣留学が決定した学生は、派遣の1か月前までに留学計画書等の関係書類を留学生係に提出し、後援会に奨学金の支給を請求します。
  - イ 後援会は、選考の上、派遣留学生に奨学金を支給します。
  - ウ 派遣留学生は、留学終了後に後援会に対し、留学レポートを提出します。
  - エ なお、派遣留学生が奨学金の支給を受けた後、留学計画に重大な変更が生じたときは、後援会の決定に基づき、奨学金の返還を求められる場合があります。

上越教育大学国際交流推進後援会は、上越教育大学における国際交流の推進を支援し、教育及び学術研究の進展に寄与することを目的として設立された組織です。本学教職員等の会員による会費及び寄附金より運営され、本学の国際交流、留学生交流に関する各種支援事業を行っています。

上越教育大学国際交流推進後援会 派遣留学生助成事業実施要項

平成17年11月9日

上越教育大学国際交流推進後援会理事会 承認

- 1 この要項は，上越教育大学国際交流推進後援会（以下「後援会」という）が行う派遣留学生助成事業に関し，必要な事項を定める。
- 2 後援会は，上越教育大学（以下「大学」という）学生が派遣留学生として外国の大学に留学する場合の留学費用を援助するため，派遣留学生に対し奨学金を支給する。
- 3 派遣留学生に支給する奨学金の金額は，1回の派遣留学につき5万円とする。
- 4 奨学金の受給資格を有する派遣留学生は，次の要件を満たす者とする。
  - (1) 大学に在学する学生（非正規学生を除く。）であること。
  - (2) 大学が学生交流協定等を取り交わした協定校に，当該協定等に基づいて留学する学生で，留学期間が3か月以上1年未満であること。
  - (3) 留学の目的及び計画が明確であり，留学の成果が期待できる者であること。  
また，留学終了後，引き続き大学で学業を継続する意思のある者。  
なお，当該留学のために大学を休学し留学する者を含むものとする。
  - (4) 上記(2)に準ずる派遣留学生として，後援会が特に認める者。
- 5 奨学金支給の請求及び選考手続は，次のとおりとする。
  - (1) 派遣留学が決定した学生は，留学計画書を作成し，後援会に奨学金の支給を請求する。
  - (2) 後援会は，応募者について選考を行い，奨学金の支給を決定する。後援会は選考に際し，必要に応じて大学に意見を聴くものとする。
  - (3) 後援会は，選考の結果を応募者に通知する。
- 6 後援会は，奨学金の支給を決定した派遣留学生に対し，所定の金額を支給する。  
ただし，奨学金の支給前又は支給後に，当該派遣留学生の留学計画に重大な変更が生じた場合は，奨学金の支給を取り消し，奨学金支給後にあっては，当該派遣留学生に対し支給された奨学金の返還を求めるものとする。
- 7 後援会は，奨学金を支給した派遣留学生に対して，留学期間終了後，速やかに後援会へ留学レポートを提出することを義務づけることとする。
- 8 その他，派遣留学生助成事業の実施に関し必要な事項は，会長が定める。

## 哈爾濱師範大学からの研究生受入れに関する協定

上越教育大学（日本国）は、哈爾濱師範大学（中華人民共和国）から本学大学院入学を目的とした研究生の受入れについて、本協定により行うものとする。

- 1 上越教育大学は、毎年3月末までに、研究生の受入専攻・コース及び受入人数を哈爾濱師範大学に通知するものとする。
- 2 哈爾濱師範大学は、同大学学部卒業者を上越教育大学の研究生として推薦するものとする。ただし、推薦人数は、上越教育大学が通知した受入人数までとする。  
推薦する者に係る検定料は、哈爾濱師範大学が責任をもって、当該者から集めて、上越教育大学に一括して納入するものとする。
- 3 哈爾濱師範大学が2によって、上越教育大学の研究生として推薦する者は、中華人民共和国において学校教育における16年の課程を修了した者で日本語能力試験の2級に合格した者とする。
- 4 上越教育大学は、哈爾濱師範大学から推薦があった者について、選考を行い、研究生として受入れを決定する。
- 5 上越教育大学は、4により選考した結果、研究生として受入れを決定した者にはその旨を通知するものとする。なお、哈爾濱師範大学へは、推薦された者全員の選考結果を通知するものとする。  
研究生として、受入決定を受けた者は、上越教育大学の定めるところにより、入学のための所定の手続を行うとともに、入学料を納入するものとする。
- 6 5によって受入決定を受けた者の入学料は、哈爾濱師範大学が責任をもって、当該者から集めて、上越教育大学に一括して納入するものとする。
- 7 受入決定を受けた研究生の入学の時期は、毎年10月とする。ただし、特別の事情がある場合は、両大学で協議するものとする。
- 8 研究生の授業料は、当該研究生が入学後に上越教育大学の定めるところにより納入するものとする。
- 9 研究生の研究期間は、1年以内とする。なお、引き続き研究を希望する者は、通算2年の範囲内で、許可を得て研究期間を延長することができる。

- 1 0 入学した研究生は、上越教育大学の諸規則を遵守するものとする。
- 1 1 研究生は、9の期間中に上越教育大学大学院(修士課程)入学者選抜試験を受験するものとする。  
上越教育大学は受験結果を哈爾濱師範大学に通知するものとする。
- 1 2 研究生で、9の期間中に上越教育大学大学院に入学できなかった者は、当該期間内に原則として帰国するものとする。
- 1 3 研究生が1 1によって上越教育大学大学院に入学し、同大学院を修了したときは、原則として帰国するものとする。
- 1 4 上越教育大学は、研究生が上越教育大学大学院に進学し、同大学院を修了した場合哈爾濱師範大学にその旨を通知するものとする。
- 1 5 この協定は、日本語及び中国語により各2通作成し、両大学代表者署名の日から効力を有し、有効期間を5年間とする。ただし、特別な事情が生じた場合には、どちらかの大学が1年前に通告することによって中止させることができる。
- 1 6 本協定書以外の必要な事項は、両大学で協議のうえ決定する。

上越教育大学代表者署名

哈爾濱師範大学代表者署名

2001年 5月 9日  
上越教育大学長

2001年 5月 9日  
哈爾濱師範大学長

大澤 健郎

陈 琳

平成17年9月7日

# 2005年度韓国教員大学 短期留学プログラム(受入れ)の実施について



- ・日韓友情年2005 記念事業認定「日韓学びクラブin妙高」
- ・上越国際交流協会（JOIN）共催事業

## 1 目的

韓国教員大学との交流協定に基づく学生の相互交流として、短期留学プログラム（受入れ・派遣）を実施し、学生の国際理解・異文化理解の深化を図り、韓国教員大学との交流を推進する。

なお、本プログラムは本学の中期計画に基づき、国際交流推進室が実施するものである。

## 2 実施期間

平成17年8月16日（火）～8月26日（金） 10泊11日

## 3 受入人数

訪問留学生14名（学部10名，大学院4名），引率者2名。

## 4 日程・プログラム

日	日・曜	主なプログラム	宿泊場所
1	16日(火)	ソウル発 - 新潟空港(14:15)着 - 大学(17:00)着 歓迎レセプション	職員研修センター
2	17日(水)	開講式・ガイダンス，大学案内，歓迎昼食会， 授業，日韓交流セミナー	職員研修センター
3	18日(木)	授業，上越市教委・附属小・中学校訪問	職員研修センター
4	19日(金)	授業，午後 ホームステイ(受入学生)宅へ移動	受入家庭
5	20日(土)	ホームステイ	受入家庭
6	21日(日)	ホームステイ，午後 大学へ移動	職員研修センター
7	22日(月)	日本文化・地域研究「上越，妙高方面」	赤倉野外活動施設
8	23日(火)	日本文化・地域研究「長野方面」	赤倉野外活動施設
9	24日(水)	「学びのひろばin妙高」参加，授業	妙高少年自然の家
10	25日(木)	「学びのひろばin妙高」参加， 日韓交流セミナー，お別れ会	妙高少年自然の家
11	26日(金)	大学へ移動，閉講式・昼食会 大学(12:30)発 - 新潟空港(16:30)発 - ソウル着	

## 5 実施体制

- ・総括 国際交流推進室（室長 戸北副学長）
- ・企画立案 研修プログラム部会  
部会長 五十嵐助教授  
部会員 川村教授，田島助教授，釜田助教授（韓国教員大学校コネクター），  
押木助教授，志村助教授，小林(辰)教授，榊原助教授
- ・各プログラム担当

授業 「日本における韓国の文化」	川村教授
授業 「スポーツ交流(フリスビー)」	榊原助教授
授業 「藍染めのワークショップ」	西村教授
授業 「日本の子ども文化-草花遊び-」	濁川教授
日韓交流セミナー	釜田助教授
エクスカーション「日本文化・地域研究」	志村助教授，大悟法教授，朝倉教授， 角谷助教授，下西教授，茨木助教授
学びのひろば in 妙高	濁川教授，釜田助教授，松沢助教授，松井助教授， 浅野助教授，学びクラブ事務局

- ・事務担当 研究連携室国際交流係，教育支援課留学生係

## 6 その他

- (1) 本交流プログラムは、派遣と受入れを1年毎に行う。韓国教員大学校への派遣は、平成18年度に実施される。
- (2) 交流の相手方である韓国教員大学校との合意により、本プログラムの実施経費は、受入れ大学が負担する。（参加者の渡航経費は除く。）



## 2005年度韓国教員大学校短期留学プログラム日程

月日	時間	内容	場所等
8月16日 (火)	11:30	大学バス出発(迎え)	正面玄関
	12:15	仁川空港発(KE763便)	
	14:15	新潟空港着(KE763便)	
	14:45	新潟空港発	大学バス
	17:00	大学着... 宿舎案内	研修センター
	18:00-20:00	歓迎レセプション	大学食堂
	22:00	研修センター(泊)	
8月17日 (水)	7:50-8:30	朝食	大学食堂
	9:30-10:30	開講式・ガイダンス	大会議室
	10:00-12:00	上越教育大学の紹介 構内案内	
	12:00-13:00	歓迎昼食会	大学食堂
	13:00-14:45	授業「日本における韓国の文化」	講義棟 302
	15:00-17:00	日韓交流セミナー	大会議室
	18:00-19:00	夕食	大学食堂
	22:00	研修センター(泊)	
8月18日 (木)	7:50-8:30	朝食	大学食堂
	9:30-11:30	授業「スポーツ交流」	体育館脇
	11:45-12:30	昼食	大学食堂
	13:30	バス乗車・出発	正面玄関
	13:45-14:30	上越市教育委員会訪問	
	14:50-15:40	附属小学校訪問	
	16:00-16:50	附属中学校訪問	
	17:15-18:15	市内で買い物	
	18:30	大学着	
	18:30-19:30	夕食	大学食堂
	22:00	研修センター(泊)	
	8月19日 (金)	7:50-8:30	朝食
9:30-11:30		授業「監染め体験」	美術棟 207
11:30-12:15		昼食	大学食堂
12:20		ホームステイ学生集合	講義棟 302
12:30		バス乗車・出発(直江津駅へ)	正面玄関
午後		各ホームステイ宅へ移動 (到着時に連絡)	
8月20日 (土)		ホームステイ	各受入家庭
	17:00-19:00	定時連絡	
8月21日 (日)	12:00-13:00	定時連絡	
	午後	上越へ移動	
	17:00-20:00	研修センターに戻る	
	22:00	研修センター(泊)	
8月22日 (月)	7:50-8:30	朝食	大学食堂
	9:00	バス乗車・出発	正面玄関
		「日本文化・地域研究」	
	午前	上越市内(春日山周辺)	
	12:15-13:15	昼食「やすね」	
	午後	妙高方面(妙高市,信濃町)	
	16:30	赤倉野外活動施設着	
	17:30-18:30	夕食	
	22:00	赤倉野外活動施設(泊)	

月日	時間	内容	場所等
8月23日 (火)	7:30-8:30	朝食	
	9:00	バス乗車・出発	借上げバス
		「日本文化・地域研究」	
	午前	長野市内(善光寺周辺)	
	11:45-12:45	昼食「世尊院」	
	12:45-15:00	長野市内(班別行動)	
	15:00	長野駅前集合・バス乗車	
	16:00	赤倉野外活動施設着	
		周辺散策	
	17:00-19:00	夕食(バーベキュー)	
22:00	赤倉野外活動施設(泊)		
8月24日 (水)	7:30-8:30	朝食	
	9:30-10:00	バス乗車 (妙高少年自然の家へ移動)	借上げバス
	10:00-	「学びクラブin妙高」参加	
	10:20-	開会式	
	11:30-	昼食	
	13:00-16:50	学びクラブ活動	
	17:20-	夕食,入浴	
	19:30-21:30	学びクラブ活動	
		少年自然の家(泊)	
	8月25日 (木)	6:45-	朝のつどい
7:00-8:10	朝食		
8:30-9:10	韓国「学びクラブ」活動 (5組に分かれて行う)	各活動場所	
9:30-11:00	日韓交流セミナー	学習室 3	
11:30-	昼食		
13:00-16:50	クラブ活動		
17:20-	夕食,入浴		
19:30-21:00	お別れ会	食堂	
	少年自然の家(泊)		
8月26日 (金)	6:30	起床,荷物整理・移動	
	6:45-	朝のつどい	
	7:00-8:10	朝食	
	8:40-9:00	お別れ式(バス乗車・出発)	
	9:40	大学(研修センター)着	
	9:40-10:30	荷物整理・出発準備	
	10:30-	荷物を持って移動	
	10:45-11:30	閉講式	大会議室
	11:30-	お別れ昼食会	大会議室
	12:30	大学出発(バス乗車)	正面玄関
15:00	新潟空港着		
16:30	新潟空港発(KE763便)		
18:50	仁川空港着(KE763便)		
16:00	大学バス・新潟空港発		
18:00	大学着		

\* 18日の授業「スポーツ交流」と19日の授業「監染め体験」は、開始時刻に講義棟 302に集合してください。

\* バスの乗車は、出発時刻の10分前に集合をお願いします。

(平成17年3月15日 国際交流推進室承認)

## 学生交流の方針案

### 1. 協定校交流の見直し

協定校との学生交流状況、各種研修・交流プログラムなどについて包括的な点検・評価を実施し、改善策を検討する。また、各協定校交流を見直し、対象校を精選し、交流の充実を図る。

### 2. 「海外教育(特別)研究」・「韓国教員大学校との学生交流」の充実

学生の海外留学推進のため、海外協定校等への留学情報の提供の充実を図る。また、学生の海外交流の機会である「海外教育(特別)研究」について、対象国を精選し、継続的プログラムの実施体制を整える。同様に、「韓国教員大学校との学生交流」について、プログラムを検討し、充実を図る。

### 3. 留学プログラムの精選充実

さらに、中国、アメリカ、オーストラリアを中心に、短期の自主研修を含む多様な留学プログラムを準備し、学生に参加を呼びかける。また、学生の海外留学を容易にするための条件整備について検討する。各プログラムに対する参加学生の状況、実施状況を把握し、重点化すべきプログラムを精選、充実させ、重点的プログラムに対しては、単位化や大学からの助成を検討する。

### 4. インターネットによる学生交流の推進

イギリス、グラスゴー大学における e-learning を使った学生交流を推進する。また、オーストラリアなどにおいても、インターネットを利用した交流など、多様な形態の学生交流の可能性について、積極的に検討、推進を図る。

### 5. 現職教員の再教育の推進

新規事業として、学部生に対しては、英語研修の機会を、大学院生に対しては、現職教員再教育としての長期研修の場を積極的に提供するため、オーストラリアでの特色ある取り組みを推進する。

### 6. 学内におけるプログラム支援体制

上記に掲げられた各事業への学生の参加を推進するための支援策として、授業の欠席等については、最大限の配慮がなされるよう、各教員の共通理解を徹底させる。

### 7. 危機管理のシステム化

学生派遣にあたっては、危機管理対策を検討し、海外での不慮の事故等に、即時対応できるシステム作りを構築する。

## 平成17年度「海外教育（特別）研究」実施報告

1 実施期間 平成17年9月21日（水）～10月1日（土） 11日間

2 実施国 アメリカ合衆国

3 参加申込学生数 学部学生 10人（男3人・女7人）

大学院学生 6人（男1人・女5人）

---

計 16人（男4人・女12人）

4 引率者 齋藤九一教授（言語系教育講座（外国語））

五十嵐透子 助教授（心理臨床講座）

5 訪問先等 アイオワ大学（大学間交流協定校）、

Weber elementary school

Solon middle school , Grant wood Elementary School

ニューヨーク（文化探訪）

6 その他

海外教育（特別）研究 研究報告会

日時：10月26日（水）16:20～

場所：大会議室（事務局3階）

平成17年度海外教育(特別)研究実施日程

日次	月日(曜)	地名	現地時間	交通機関	スケジュール
1	9月21日 (水)	成田空港 成田(東京)発 テトロト着 テトロト発 シダ-ラビツッ着	13:00 15:10 13:40 15:18 15:55	NW26  NW2956 大学バス	各自集合 第1ターミナル4F案内所前     (ホテル泊)
2	9月22日 (木)	アイオワ	8:00 14:00 14:30	大学バス 大学バス	午前:Weber elementary school訪問 (8:30~13:55まで) Weber elementary school 発 ホテル着後 自由時間 (ホテル泊)
3	9月23日 (金)	アイオワ	8:00 9:00 11:30 12:30  14:00 17:00	大学バス  大学バス   大学バス	ホテル発 Weber elementary schoolへ <b>Presentation</b> Weber elementary school発 午後:iowa大学にて「アメリカの教育制度」特別講義 リソドクエストセンター 301室 Dr.Peter Hlebowtsh 自由時間 ホットロクティナー,終了後ホームステイ 引率者はホテル泊
4	9月24日 (土)	アイオワ	終日		ホームステイ   引率者はホテル泊
5	9月25日 (日)	アイオワ			午後~夕方:ホームステイ学生ホテル着   (ホテル泊)
6	9月26日 (月)	アイオワ	7:30 8:00 11:30 15:00 18:15	レンタカー 大学バス 大学バス	ホテル発 Solon middle school (Group3) 8:15~ ホテル発 Grant Wood elementary school (Group1,2,4)8:30~ Grant Wood elementary school 発 Campus tour (~16:00) Iowa大学生との交流 (ホテル泊)
7	9月27日 (火)	アイオワ	7:30 8:00  11:30 16:00 18:00	レンタカー 大学バス    大学バス	ホテル発 Solon middle school (Group3) 8:15~ ホテル発 Grant Wood elementary school (Group1,2,4)8:30~ <b>Presentation</b> Grant Wood elementary school 発 ホテル着後,自由時間 Iowa大学図書館ツアー(~16:30) フェアウェルパーティー (ホテル泊)
8	9月28日 (水)	シダ-ラビツッ発 テトロト着 テトロト発 ニューヨーク着	4:15 4:30 06:20 08:36 10:11 11:54	シャトルバス NW2959  NW542 専用バス	チェックアウト ホテル発 空港へ    現地ガイド出迎え,専用バスにてホテルへ (ホテル泊)
9	9月29日 (木)	ニューヨーク	終日		文化施設等見学(自由行動)   (ホテル泊)
10	9月30日 (金)	ニューヨーク発	11:00 13:50	専用バス NW17	ホテルから空港へ   (機中泊)
11	10月1日 (土)	成田(東京)着	16:45		成田空港到着後、解散

# 海外教育研究A

## Studies of Overseas Education A

科目番号	1142	学期	前期	曜日・時限	水・4 /
標準履修学年	学部1年	単位	P2	履修方法	自由
専攻・コース			教室	人104	
科目区分	人間教育学関連科目 実践的人間理解科目 異文化理解				
担当教員	国際交流推進室				
備考	平成18年度以後入学者用。一部集中(オーストラリア)9/16～24。				
履修条件	平成12年度以降入学者				

### ●授業概要・目標

オーストラリアにおける教育事情を視察・研究する。具体的には、アデレードにあるウェストミンスターズスクール（幼稚園、小・中学校、高等学校の一貫教育を実施している私学）の協力を得て、授業参観や英語による授業実践を行う。

### ●履修条件・注意事項

事前指導の授業を前期に行い、実地視察・研究は9月後半に実施する。  
履修登録とは別に参加者募集を行う。募集は掲示板で連絡するので、履修希望者は申し込むこと。  
参加経費は募集の際に案内する。  
授業開始が他の授業とは異なるので、留意すること。（上記参加者募集後に授業開始）

### ●授業計画・内容

〔授業担当者：Ivan Bernard Brown（英語学習）、  
白杵 美由紀（コーディネーター）、他〕

事前指導（前期，水曜日4限）

ガイダンス  
英語学習  
オーストラリアの生活・文化・教育についての講義  
英語による授業実践の準備，授業案作成

現地研修（9月中旬～下旬に実施，約10日間の予定）

オーストラリア実地視察・研究

事後指導

レポート作成など

### ●成績評価の方法

事前指導、実地視察・研究への参加とレポート。

### ●教科書・参考書

プリントを配布。

# ● 海外教育研究B

*Studies of Overseas Education B*

科目番号	1143	学期		曜日・時限	/
標準履修学年	学部1年	単位	P2	履修方法	自由
専攻・コース	教室				
科目区分	人間教育学関連科目 実践的人間理解科目 異文化理解				
担当教員	国際交流推進室				
備考	休講 平成18年度以後入学者用				
履修条件	平成12年度以降入学者				

## ● 授業概要・目標

アメリカにおける教育現場での英語でのプレゼンテーションを通じた体験学習および研究を行う。さらに協定校であるアイオワ大学の学生との交流を通し、教員やアメリカでの教育・生活システム、文化の違いなどへの理解を深める。

## ● 履修条件・注意事項

平成18年度は休講。2007年9月に実施予定。  
履修登録とは別に参加者募集を行う。募集は掲示板で連絡するので、履修希望者は申し込むこと。  
参加経費は募集の際に案内する。  
上記の参加者募集後に授業を開始する。（掲示等で連絡する。）

## ● 授業計画・内容

- A．事前準備
- 1．ガイダンス
  - 2．グループごとにプレゼンテーションの決定、準備、事前実施
  - 3．語学研修（水曜日午後）
- B．実施
- 1．希望校見学
  - 2．プレゼンテーション（現地の小・中学校など）
  - 3．ホームステイ
  - 4．アメリカの教育システム講義（アイオワ大学での受講）
  - 5．文化体験学習（ニューヨーク）
  - 6．アイオワ大学での学生間交流

## ● 成績評価の方法

事前準備、実地視察・研究への参加、レポート

## ● 教科書・参考書

# ● 海外教育研究C

Studies of Overseas Education C

科目番号	1144	学期	後期	曜日・時限	/集中
標準履修学年	学部1年	単位	P2	履修方法	自由
専攻・コース	教室				
科目区分	人間教育学関連科目 実践的人間理解科目 異文化理解				
担当教員	国際交流推進室				
備考	平成18年度以後入学者用。一部集中(韓国)。				
履修条件	平成12年度以降入学者				

## ● 授業概要・目標

韓国における教育事情を体験・研究する。実地研究として、韓国教員大学校、韓国教員大学校附属小学校を訪問し、授業を参観・実践する。また、韓国教員大学校の学部生、大学院生との交流を深める。

事前学習として、語学研修、授業実践準備、現地でのマナーなどのガイダンスを行う。事後学習として報告書を作成する。

## ● 履修条件・注意事項

韓国での実地研究は、2006年8月24日～9月5日の予定である。  
履修登録とは別に参加者募集を行う。募集は掲示板で連絡するので、履修希望者は申し込むこと。なお、希望者が受講定員(15名)を超えた場合は選考を行う。参加経費は募集の際に案内する。参加者を募集した後、授業を開始する。

## ● 授業計画・内容

〔授業担当者：下西 善三郎、角谷 詩織、他〕

- A. 事前学習：水曜日午後随時
1. 交換留学プログラム受講のガイダンス・事前学習日程決定、リーダー・連絡網決定、報告書編集者決定 など(4月1コマ：担当 下西・角谷、釜田)
  2. 韓国、韓国教員大学校についての事前学習、これまでの韓国教員大学校との交流(4～5月1コマ：担当 下西・角谷、釜田)
  3. 語学研修(6月2コマ、8月2コマ：担当 下西・角谷、釜田、TA)
  4. 韓国教員大学校附属小学校授業実践準備(6月2コマ、7月1コマ グループによる準備。(担当 下西・角谷、釜田) 韓国教員大学校へ授業案提出7月中旬)
  5. 出発式・結団式・最終ガイダンス(担当 下西・角谷、釜田)
- B. 韓国教員大学校での実地研究：2006年8月24日(木)～9月3日(日)
1. 附属小学校での授業実践
  2. ホームステイ
  3. 韓国教員大学校の先生による日本語での講義
  4. 体験学習(韓国文化)
  5. 地域調査(百済の里)他
- C. ソウル市内実地研修(2泊3日程度)
- D. 事後学習
1. 反省と報告レポート作成(9月中に各自)
  2. 報告会(10月1コマ 担当：下西、角谷)
  3. 報告書完成

詳細は、第一回ガイダンスの際に説明。

●成績評価の方法

事前, 実地, 事後学習への出席。レポート, 報告書。

●教科書・参考書

---



# ENGLISH

## study

### TOURS



Telephone: (61-2) 66203429

Facsimile: (61-2) 66203227

E-Mail: english@scu.edu.au

http://www.scu.edu.au

## サザンクロス大学短期英語研修留学

### サザンクロス大学の概要：

サザンクロス大学は、3つのキャンパスを持つオーストラリアの国立総合大学です。1970年、Teachers College として設立され、その後、ニュー・イングランド大学のネットワーク、ノーザンリバーズ・キャンパスとなりました。そして、1994年、サザンクロス大学として独立しました。大学では、学士コースから、修士コース、博士号コースまで、科学、文学、美術、経済学など、多くの学部があります。学生は、オーストラリアはもとより、遠く世界30ヵ国から合計、年間1万人以上の学生が勉学しています。

### 大学の地理的背景：

サザンクロス大学のあるリズモア市は、オーストラリアのニューサウス・ウェールズ州北東部に位置し、40年前にオーストラリアで一番初めに日本と姉妹都市提携をした歴史があり、オーストラリアの中では、最も親日的な町と言えます。大学の語学センターは、このメインキャンパスにあり、たくさんの自然に囲まれた素晴らしい環境です。

2004年に、大学に日本センターも設立され、日本との文化交流が、ますます盛んになりつつあります。

### 短期英語研修プログラム：

日本人や、外国人のために、それぞれのグループの要望や希望にそった充実したプログラムが企画されています。また、英語語学研修に伴い、地域活動への参加、学校訪問、マリンスポーツの実施、自然公園訪問、キャンプなど、それぞれの個別のグループの希望に応じての様々なアクティビティーを楽しみながら、語学のみならず、国の文化や人々にも生に接し、学ぶことができるプログラムです。

- ・ 英語教師は、すべて、経験豊富な第二言語としての英語教師免許保持者です。
- ・ 会話能力や聴解の能力向上に重点を置き、同時に、読解や筆記能力も向上させるようになっています。
- ・ グループの希望に応じ、週15時間から25時間までのクラスを設定します。

到着時、大学の職員がバスでブリスベン空港まで英語研修プログラムの参加者を出迎え、リズモアまで送迎するシステムがとられています。

サザンクロス大学には、英語研修プログラム担当者のほか、日本センター設立に尽力されたマクラレン・温子先生が、研修参加者のお世話をしてくださいます。

#### ホームステイ：

英語研修参加者は、研修期間中、地域の家庭にホームステイします。このホストの家庭は、すべて、大学でチェックされ、十分吟味された家庭です。実際の英語を話す機会が十分に持て、オーストラリアの家庭生活や文化も楽しみながら学ぶことができます。朝食と夕食が支給されます。

#### 費用：

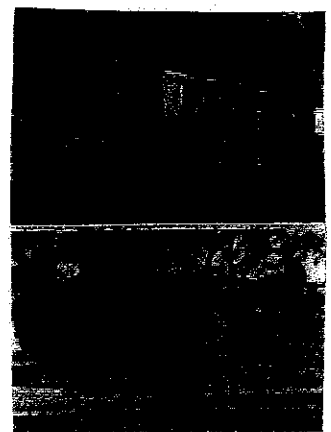
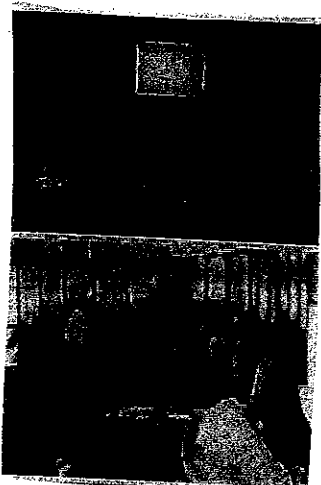
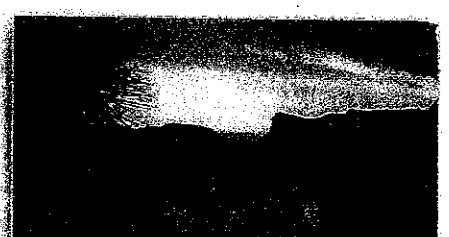
成田からブリスベンまでの航空運賃は、往復約11万円～12万円程度（時期にもよる）です。2週間のプログラム参加費は、交通費を合わせて、約27万円程度です。

希望があれば、英語研修後、現地学校での授業参観・授業実践もアレンジ可能です。

#### 問い合わせ、相談：

白杵美由紀（うすきみゆき）学長特別補佐（国際交流担当）

TEL: 025-521-3256, E-mail: usuki@juen.ac.jp



整理番号

## 平成18年度大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）申請書

## 1. 大学等の概要

申請区分 ① 単独 2 共同設置形態 ① 国立 2 公立 3 私立大学等の名称 上越教育大学所在地 〒 943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地設置者名 国立大学法人上越教育大学学長等の氏名 フリガナ 渡 邊 隆

取組み名称（20字以内で）

海外実習による異文化理解マインドの育成

副題名（ - 学校現場における自律的实践を通して - ）

取組み単位 大学全体

取組み担当者連絡先

所属部局名 \_\_\_\_\_

職名 学長特別補佐（国際交流担当）氏名 フリガナ 臼 杵 美 由 紀電話番号 （勤務先）025-521-3256 （携帯）なし

事務担当者連絡先

住所（勤務先） 〒 943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地所属部局名 総務部研究連携室職名 国際交流係長氏名 フリガナ 伊 藤 孝 之電話番号 （勤務先）025-521-3666 （携帯）090-5319-0948FAX番号 025-521-3621e-mailアドレス kkoryu@juen.ac.jp

## (1)大学・短期大学・高等専門学校の特徴(概要400字以内)

本学は、学校教育に係る諸科学の研究を推進するとともに、教育者としての使命感と人間愛に支えられた豊かな教養、高い学識及び優れた技能を合わせ備えた有為の教育者を養成することを目的とする。

大学院(修士課程)は、初等中等教育の実践にかかわる諸科学の総合的・専門的研究を行うとともに、初等中等教育教員に高度の学習と研究の機会を与え、その理論的・実践的な能力の向上を図ることをねらいとする。

学部は、児童等の成長と発達に関する総合的な理解の上に、全教科・領域にわたる優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とし、人間の生涯を通ずる教育の基礎とされる初等教育と、これに携わる教員の養成の重要性にかんがみ、学生の人間形成についても重視している。

また、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科(博士課程)の構成大学として、学校教育における実践的研究を行い、高度の研究・指導能力を備えた人材を育成している。

## (2)大学・短期大学・高等専門学校の規模(平成17年5月1日現在)

学部等名、研究科等名又は 学科名	学科(課程)数、 専攻数	収容定員数	在籍学生数	専任教員数	該当学部等
学長・副学長	-	-	-	3	
学校教育学部	1	640	668	141	
大学院学校教育研究 科(修士課程)	4	600	518	(兼担 160)	
学校教育総合研究セ ンター	-	-	-	9	
保健管理センター	-	-	-	0	
実技教育研究指導セ ンター	-	-	-	7	
障害児教育実践セン ター	-	-	-	4	
合計		1,240	1,206	164	

\*1 教養教育科目、外国語科目等を担当する独立の教育組織がある場合は、適宜記入してください。

\*2 「該当学部等」の欄には取組みに該当する学部等に を記入してください。

## 2.取組みについて

## (1)取組みの概要(400字以内)

本学は、国際レベルでの学校教育とその教育者の養成の研究推進を目指し、平成14年度に「国際交流推進室」を設置した。また、異文化理解マインドを持った教員を養成することを大学の社会的使命の一つとして位置づけ、その理念に基づいて、異文化理解科目「海外教育(特別)研究」を実施している。本取組みは、「海外教育(特別)研究」の実績を踏まえ、海外学校現場インターンシップを通して、自律的アクションリサーチの実践を行うための新たな大学院授業科目「海外フィールド・スタディ」の開講と海外実習プログラムの開発を目的とするプロジェクトである。本プロジェクトは、本学の教職キャリア教育(特色GPとして採択)及び教師教育(教員養成GPとして採択)として実践され効果をあげている学校現場での実践力育成を基盤とし、海外協定大学と学校現場及び学内大学教職員間の協働体制の構築を目指す。

## (2)本プログラムとの整合性

本取組みの構想案は、図1「海外実習のプログラム開発プロジェクト」(9ページ)に示すとおりである。

## 【動機と背景】

グローバル化の進展が進む中で、国際的に通用する教員の資質能力の育成が必要なことは、教員養成大学にとって大きな課題である。(『グローバル化時代に求められる高等教育のあり方について』平成12年11月22日大学審議会答申)

本学の異文化理解科目「海外教育(特別)研究」は、平成14年度にプログラム内容検討の結果、参加型研修として、現地受入れ学校における授業実践が取り入れられ、大きな成果を上げている(資料1)。さらに、語学力強化のための研修、海外学校現場における長期的実習、及びホームステイによる長期滞在といった要望を満たすプログラムとして、平成16年度からオーストラリア、サザンクロス大学英语研修を、平成17年度から海外学校現場インターンシップを導入したが、さらに充実した本学の独創的なプログラム構築が必要なことから、新たな海外実習プログラムを開発することとなった。

## 【検討の実績】

「海外教育(特別)研究」は、平成18年度から、事前・事後指導の充実を図るため、3カ国でそれぞれの特色を生かした海外研修としてカリキュラム化され、一年間を通じた授業科目として確立することになった。3カ国のうち、オーストラリア、ウェストミンスター・スクールにおける学校実習の受入れ協力は、非常に積極的であり、協働体制構築の成功事例として、受入れに関する調査・研究を実施する予定である。

また、英語研修や学校現場インターンシップの受入れ先であるオーストラリア、サザンクロス大学とは、平成18年度に協定締結、単位互換を実施する見通しである。同大学は、日本人学生の研修や日本語教育実習受入れ協力を長年続けて大きな成果をあげており、地元の学校との協力体制も強い。本プロジェクトでは、学校現場実習の先進的な実践事例として、視察調査する予定である。さらに、英語研修に、本学の教職キャリア教育で実施されている地域文化体験学習・ボランティア体験・学校現場での子ども達との交流等を盛り込み、能動的研修として改善することも協議されている。

平成17年度から本学では、教職キャリア教育として、入学早期から体験的な学習や教育実習を通じた主体的学びの機会、総合インターンシップによる教育現場体験を系統的に導入している。教職キャリア教育の効果は、学生のみならず、実践的指導力の育成に関わる大学教員自身の教育・研究活動にも影響を及ぼしている。また、教師教育においては、大学院修士課程を中心とし、学校現場における長期的なアクションリサーチによる課題解決にあたる学校教育プログラムと、その成果を省察し、学部学生、大学院生、現職教員大学院生間における協働、協力校教員、専門の異なる大学教員の協働から、学校現場の実践に基づいた教師教育プログラムへの還元というマルチコラボレーション方式によるプロジェクトが実施され、大学教職員の教育臨床研究とそれに基づく教育・研究指導の充実・改善が図られている。「海外フィールド・スタディ」は、本学の実践から得られた知見を導入していくことを基本とする。

### 【大学の教育理念・目標との関連性】

本学の国際交流推進の理念として、『上越教育大学における国際交流・留学生の在り方』（平成14年6月）（資料2）が構築され、「教員養成大学である本学は、これまでの教師教育に加え、今後は異文化理解に関する研究・教育を実践し、異文化理解マインドを持った教員を養成すること」を目指している。「海外教育（特別）研究」のプログラム拡充は、本学の中期計画における平成17年度年度計画にも記されている。学生海外派遣・長期海外研修の推進を図るための大学院授業科目「海外フィールド・スタディ」開講と海外実習のプログラム開発に伴う協働の実施体制の構築は、大学教職員の教育能力向上、教育内容・方法の改善をもたらすものであり、本学の教育理念と目標に基づくものである。

### 【実施体制や構成員の役割】

大学院授業科目「海外フィールド・スタディ」開講と海外実習のプログラム開発は、国際交流推進室に設置する海外実習プロジェクト部会によって、検討・実施される。実施体制及び構成員の役割は図2のとおりである。

（9ページ，図2「実施体制と構成員の役割」参照）

### 【期待される成果と大学教育の改善・反映方法】

「海外フィールド・スタディ」の開講と海外実習のプログラム開発及び実施体制の構築のためのプロジェクトは、以下の成果が期待できる。

本プログラムにより異文化理解マインドを持った教員の養成が図ることができる。

海外受入れ協力校についての実態を把握することによって、本学と海外受入れ協力校との協働的プログラムとして充実できる。

現地での積極的な情報収集によって、海外実習のための事前指導の内容の充実を図ることができる。

本学と海外協定校の協働体制構築と「海外フィールド・スタディ」開講によって、本学からの学生派遣が推進できる。

本学が実践している臨床的研究の実績を海外実習のプログラムに反映していくことによって、さらなる教育・研究分野の拡大につながる。

参加学生自身の設定した研修課題による学校現場での自律的アクションリサーチの実践を支え、海外との比較検証することにより大学教育における教育能力の向上及び教

育方法の改善につながる。

役割の異なる大学教職員間の協働体制の構築は、国際理解教育分野の研究を全学的な取組みとして組織化できる。

プログラム参加大学院生の実践研究結果を現地受入れ校にフィードバックしたり、現地受入れ校からのフィードバックを得ることによって、本学と現地受入れ校との協働体制を強化できる。

### (3)期待される社会的効果等

「海外フィールド・スタディ」は、海外の教育現場インターンシップを通して、自律的な研修活動を行うもので、これまで本学で積み上げられてきた教育現場との協働体制の構築と臨床的研究の実践をコンセプトとした大学院生対象の授業科目である。

教員養成・教師教育において、教員の資質向上としての実践力強化を図る体験的プログラムの導入は、多くの大学で試みられているが、海外をフィールドとして大学院生が自律的な研修を行い、海外の教育現場での長期実践研究に従事する本プログラムは、特色ある取組みであると言える。

本プログラムの実施は、異文化理解マインドを持った教員の養成を目指すとともに、海外実習プログラムの実施に携わる教職員を中心に大学教職員の教育研究能力の向上をも図ろうとするものであり、グローバル化時代において社会が求めている国際社会に対応しうる人材育成のための教育の充実や、学生・教職員等の国際的流動性の向上に資するものである。

### (4)評価体制等

本学では、大学全体に関わる自己点検及び評価を担当する組織として、大学評価委員会を設置し、そこで各評価対象について総括的に評価を行っている。大学評価委員会は、組織・運営の状況、教育研究活動の状況等について、各実施組織が行う自己点検・評価を取りまとめ、学長に報告する。

学長は、点検・評価の結果及びその改善内容について、経営協議会や教育研究評議会などでの審議を経て、実施組織に対し改善を指示することになる。

また、評価結果を基に総合的な改善を行い、教育活動全体の質の向上を図るための組織として総合企画室を設置しており、総合企画室は、教育活動の見直しや改善の具体的方策について、学長に提案を行う。

このように、評価結果を教育活動の質の向上や改善に活かす学内システムが整っており、本申請に係る取組みについても、この学内システムが有効に機能するものである。

### 3. 取組みの実施計画等について

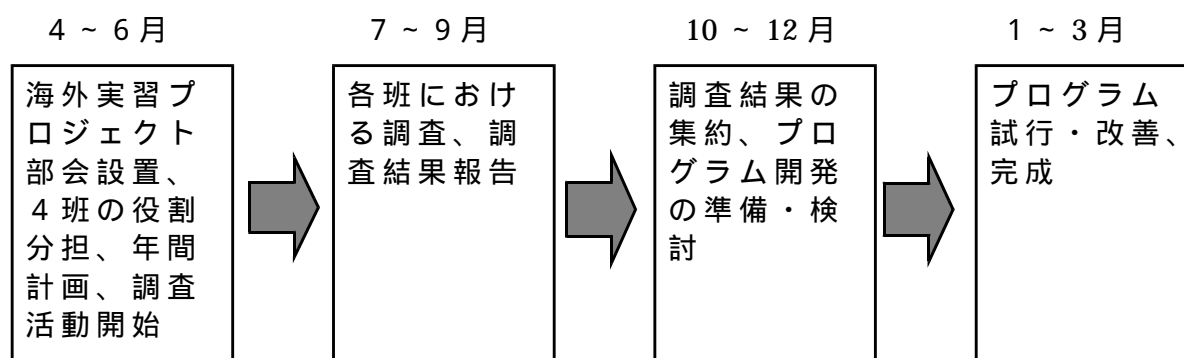
#### 関連する事業の実績

本プロジェクトに関連する事業の実績は、下記のとおりである。

- 1) 本学学校教育学部及び大学院学校教育研究科(修士課程)に開設した授業科目「海外教育(特別)研究」では、海外における教育実地視察を行っていたが、平成14年度からは訪問先の小・中学校等における授業実践をプログラムに取り入れ、平成17年度までに、オーストラリアのウェストミンスター・スクールにおいて2回、アメリカ合衆国のアイオワ大学において2回実施した。(資料1, 4, 5参照)
- 2) 「海外教育(特別)研究」のカリキュラムを拡充し、「海外教育(特別)研究A」(オーストラリアで実施)、「同B」(アメリカ合衆国で実施)、「同C」(韓国で実施)の3科目を開設した。(平成18年度から実施)
- 3) 「海外教育(特別)研究」の受入れ校である、オーストラリアのウェストミンスター・スクールから訪問団を受け入れ、本学学生及び附属小・中学校との交流を行った。(平成17年度において2回実施。資料3参照)
- 4) 学生の海外における研修機会の1つとして、次の自主参加による研修プログラムをオーストラリアにおいて実施した。  
 サザンクロス大学英語研修(平成16年度から実施)  
 ウーロンゴン地域学校現場インターンシップ(平成17年度から実施)
- 5) 東アジア地域及びトルコの協定校等との教育改革に関する訪問調査及びと情報交換を実施した。(平成17年度)

#### 今年度のスケジュール

平成18年度の大きな流れは、下記のとおりである。



今年度のスケジュールの詳細は、下記のとおりである。

海外実習プロジェクト部会に4つの班( = 学内調査班、 = 海外研修プログラム班、 = 現地調査班、 = 教育方法研究班)を置き、計画を実施する。

4月～6月	実務的な検討	<b>授業科目導入に向けて</b> ・オーストラリア、サザンクロス大学の協定締結、単位互換を審議・決定する。 ・海外実習プログラムのための危機管理システムを整備する。
-------	--------	---



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院授業科目「海外フィールド・スタディ」開設の検討を行う。</li> </ul>
部会の設置と各班の活動開始	全体	<b>部会の設置・班編成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外実習プロジェクト部会を設置し、4班の役割の確認、調査・研究実施計画、協働体制の検討を行う。</li> <li>・海外教育事情等に関する図書を充実する。</li> </ul>
		<b>学内調査実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学内アンケート調査を作成し、調査を実施する。</li> </ul>
		<b>先進的実践の調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア、サザンクロス大学周辺にある学校現場実習の先進的な実践事例視察調査を行う。</li> <li>・国内他大学訪問調査による先進的実践の研究を行う。</li> </ul>
		<b>海外現地調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サザンクロス大学周辺学校現場での協働体制に関する協議を行う。</li> <li>・トルコ、チャナッカレ・オンキセズ・マルト大学主催の教師教育国際シンポジウムに参加する。現地教育事情情報収集、現地学校視察を実施し、結果を報告する。</li> </ul>
		<b>現在のプログラム見直し、教育方法・評価方法の検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア、平成17年度英語研修、インターンシッププログラムの成果を分析し、内容検討、プログラム開発に向けた準備を行う。</li> <li>・フィールド・スタディの教育方法・評価方法についての情報収集を行う。</li> </ul>
7月～9月	実務的な決定	<b>授業科目開設決定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院授業科目「海外フィールド・スタディ」の開設を決定する。</li> </ul>
各班の調査結果検討とプログラム開発準備	全体	<b>調査結果の検討、プログラム開発準備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各班の調査結果を検討し、プログラム開発に向けて準備する。</li> </ul>
		<b>学内調査分析</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学内アンケート調査結果を分析し、報告する。</li> </ul>
		<b>国内訪問調査結果報告、海外受け入れ成功事例視察調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内他大学の先進的実践に関する訪問調査結果を報告する。</li> <li>・オーストラリア、ウェストミンスター・スクールにおける協働体制構築の成功事例の現地調査・研究を行う。</li> <li>・協働体制の確立された海外受け入れ校（タイの教育機関）の視察調査を行い、結果を報告する。</li> </ul>
		<b>海外現地調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度大学院生、オーストラリア、サザンクロス大学インターンシップを実施し、実践の視察調査、周辺受け入れ協</li> </ul>

		<p>力学校との協働体制を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トルコ、チャナッカレ・オンキセズ・マルト大学及び周辺学校現場におけるプログラム受入れに関する協議を行う。</li> <li>・東アジア地域の協定校（協定予定校）への訪問調査、プログラム受入れに関する協議を行う。</li> </ul>
		<p><b>教育方法の研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィールド・スタディの教育方法・評価方法の研究、研修を行う。</li> </ul>
10月～12月	<p>実務的な運営準備</p> <p>部会全体でのプログラム検討</p>	<p><b>授業科目開講のための準備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「海外フィールド・スタディ」の開講を準備する。</li> </ul> <p><b>各班の調査結果集約</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各班の調査結果を集約し、教育方法及び教職員のプログラムにおける役割担当の検討を行う。</li> </ul>
1月～3月	<p>実務的な運営確立</p> <p>部会全体でのプログラム試行、改善</p>	<p><b>授業の運営体制確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「海外フィールド・スタディ」授業に関する運営体制を確立し、プログラム実施先をオーストラリアに決定する。</li> <li>・オーストラリア、サザンクロス大学における新英語研修を実施し、単位化する。</li> </ul> <p><b>プログラム試行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院生対象、海外学校現場インターンシップを実施し、開発したプログラムを試行する。</li> <li>・協定校における海外実習プログラム実施の可能性について、継続的に検討を行う。</li> <li>・新英語研修の成果、学校現場インターンシップの成果を分析し、内容、教育方法の検討・改善を行う。</li> </ul>

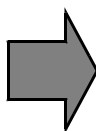
### 今後の見通し（平成 19 年度以降）

平成 19 年度、大学院授業科目「海外フィールド・スタディ」を開講し、海外実習をオーストラリア協定校の協力のもとに実施する。海外実習プロジェクト部会の教職員間の協働体制、及び授業履修学生の指導教員との連携・協力のもとに実施していくことが必要であり、今後、継続的にプログラムの整備、充実を検討していく。また、トルコ、及び東アジア地域協定校におけるプログラム実施の可能性を継続的に協議し、段階的に実施先を増やしていく。

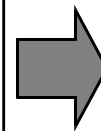
平成 19 年度

平成 20 年度以降

「海外フィールド・スタディ」開講、オーストラリアでの海外実習実施、プログラムの改善、教育システムの整備

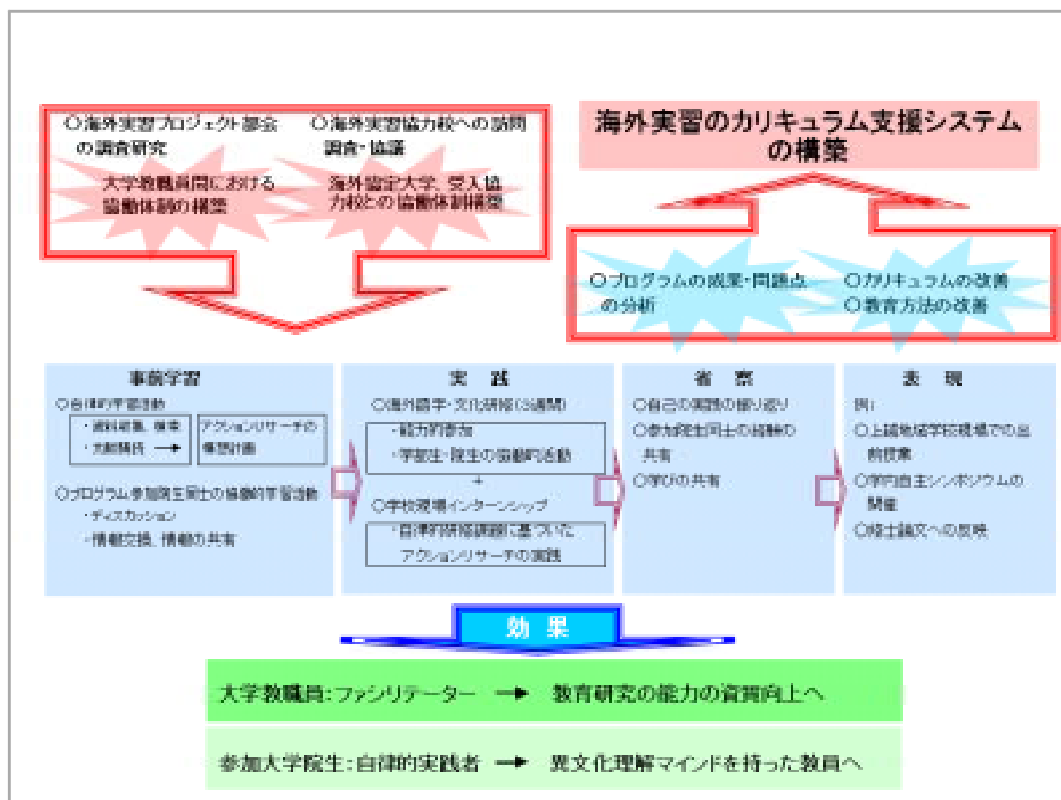


他国協定校での海外実習実施、プログラムの充実、教育システムの整備

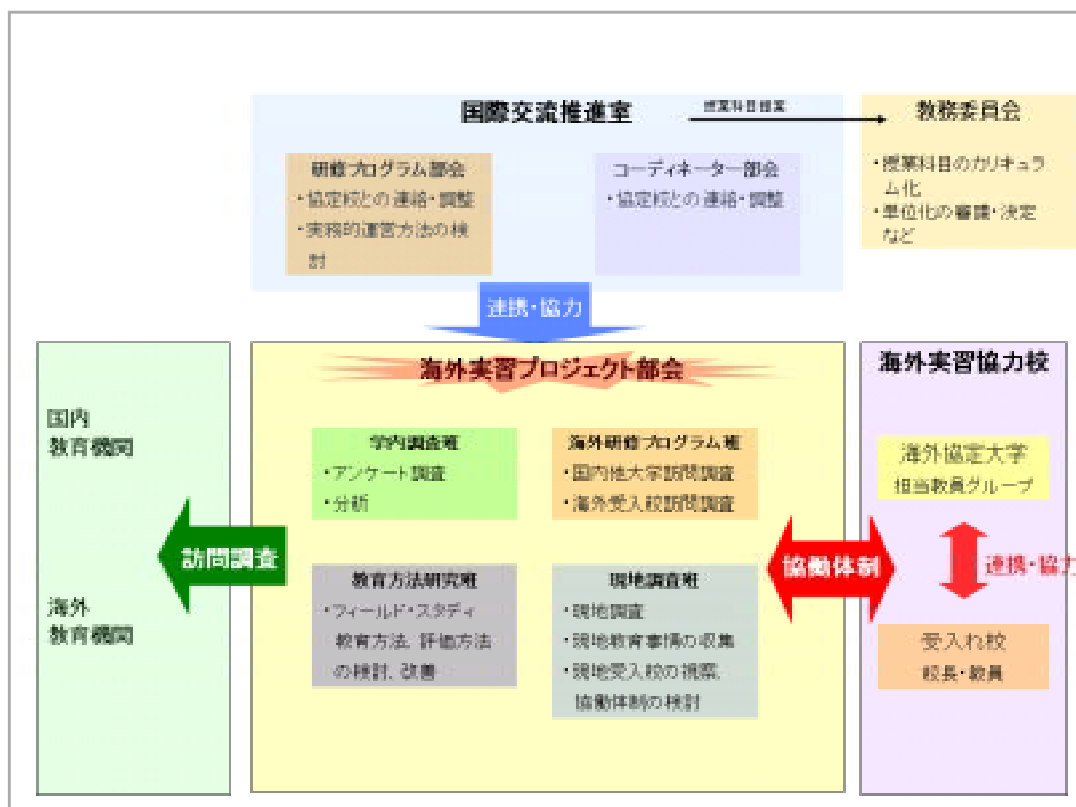


#### 4.データ・資料等

( 図 1 ) 海外実習のプログラム開発プロジェクト



( 図 2 ) 実施体制と構成員の役割



- ・「 2 . 取組みについて」、「 3 . 取組みの実施計画等について」に記述された内容を示すデータ、資料は、下記の通りである。

番号	データ、資料等	解 説
資料 1	第 2 0 ・ 2 1 ・ 2 2 回海外教育（特別）研究報告書	平成 14 年度、参加型研修が実施されて以来、プログラム内容、授業実践の記録、参加学生、引率教職員の感想等を記録した報告書が発行されている。 ( 本学ホームページ参照： <a href="http://www.juen.ac.jp/contents/intro/internat/stabroad/page.html#02">http://www.juen.ac.jp/contents/intro/internat/stabroad/page.html#02</a> )
資料 2	『上越教育大学における国際交流・留学生の在り方』(平成 14 年 6 月 19 日運営評議会承認)	異文化理解マインドを持った教員は、教育現場において豊かな国際感覚・国際協力の精神を持った子どもたちを育成することになる。 ( 本学ホームページ参照： <a href="http://www.juen.ac.jp/contents/intro/internat/intro/index.html">http://www.juen.ac.jp/contents/intro/internat/intro/index.html</a> )
資料 3	オーストラリア、「海外教育(特別)研究」実施校、ウェストミンスター・スクールの上越訪問	「海外教育(特別)研究」の協力校である、オーストラリア、アデレードのウェストミンスター・スクールからの訪問団が上越を来訪し、平成 17 年 4 月には本学附属中学校での音楽交流、10 月には本学附属小学校での交流活動に参加した。また、妙高少年自然の家に宿泊し、本学学生との交流も行われた。本学学生の海外授業体験学習を積極的に受け入れるだけでなく、本学附属学校との交流に拡大した。 ( 本学ニューズレター「国際交流のひろば」第 4 9 号，第 5 3 号記事参照： <a href="http://www.juen.ac.jp/contents/intro/internat/hiroba/index.html">http://www.juen.ac.jp/contents/intro/internat/hiroba/index.html</a> )
資料 4	アメリカ、アイオワ大学「海外教育(特別)研究」実施	アメリカ、アイオワ大学で実施された「海外教育(特別)研究」は、学部学生、大学院生(現職教員大学院生を含む)の協働的活動による授業実践が実施され、参加学生の意識変化をもたらすとともに、海外の受け入れ学校にも良い影響を及ぼし、プログラム実践の大きな成果を上げた。(資料 5 : 新聞記事参照) ( 上越教育大学ホームページ参照： <a href="http://www.juen.ac.jp/contents/intro/internat/stabroad/page.html#02">http://www.juen.ac.jp/contents/intro/internat/stabroad/page.html#02</a> )



## 5. 事業に係る経費

大学改革推進等補助金による補助事業として申請できる経費は、大学改革推進等補助金の遂行に必要な経費に限定されます。(「大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)取扱要領」参照)

## (1)平成18年度の補助事業に係る申請予定経費

申請額		申請額の内訳	
		補助金基準額	その他の経費
+ 8,015(千円)		8,015(千円)	0(千円)
経費区分	金額(千円)	積算内訳	
[設備備品費]	500	【設備備品費】	500千円
		異文化理解図書資料購入	500千円
		<u>【申請書7頁3～6行関連】</u>	
[旅費]	5,665	【国内旅費】	500千円
		訪問調査・情報収集(2人×4回)	500千円
		<u>【申請書7頁9～12行,19～24行関連】</u>	
		【外国旅費】	
		海外現地調査等	5,165千円
		(オーストラリア,2人×4回)	2,314千円
		(トルコ,2人×2回)	1,655千円
		(タイ,2人×1回)	351千円
		(台湾,2人×1回)	277千円
		(中国,2人×1回)	317千円
		(韓国,2人×1回)	251千円
		<u>【申請書7頁9～18行,7頁32～8頁5行関連】</u>	
[人件費]	720	【謝金】	720千円
		データ整理・分析(10人×15日)	720千円
		<u>【申請書7頁28～31行,8頁11～13行関連】</u>	
[事業推進費]	1,130	【印刷製本費】	300千円
		報告書作成費	200千円
		広報パンフレット作成費	100千円
		【通信運搬費】	80千円
		報告書発送費	50千円
		広報パンフレット発送費	30千円
		【委託費】	250千円
		映像資料編集・作成	250千円

		【消耗品費】	500千円
		各種消耗品	500千円
		<u>【申請書8頁11～13行関連】</u>	
[その他]	0		
合計	8,015		

補助事業上限額が1,500万円以下のものを対象とし、補助基準額1,000万円の範囲内で補助する予定です。

平成18年3月8日  
国際交流推進室

## ドイツ語検定資格の単位認定について

ドイツ語検定資格を本学の外国語コミュニケーションに係る授業科目の単位として認定するため、教務委員会に対し、次のような認定基準の制定についての検討を依頼する。

大学以外の教育研究施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定について（案）

### 1．本学としての必要性・理由

ドイツ語技能検定試験（独検）は、1992年秋から始まった日本で唯一のドイツ語能力判定テストである。その歴史は比較的新しいが、内容は信頼に値するものであり、このテストで一定の成績を収めた学生に、本学の異文化理解科目である「ドイツ語コミュニケーション」の単位を一定の範囲内で認定することは、ドイツ語、ドイツ文化に係わる学習意欲を喚起する上で意義あることと考えられるため。

### 2．認定基準

本学でのドイツ語教育、及び独検の検定基準に鑑みて、独検4級以上合格者に、本学ドイツ語コミュニケーション基礎（選択必修）の2単位を認定する。



## 既 修 得 単 位 の 認 定 (案)

申請者 所属 学校教育学部 教科・領域教育専修 言語系コース (英語)  
 学籍番号 152124A  
 氏名 野口 裕太

単位等修得機関 エデュケーショナル・テスト・サービス  
 試験日 平成16年5月23日

既修得授業科目又は学修			認定対象授業科目			当該授業科目担当 講座の審査結果		認定		備考
授業科目名又は学修名	単位	評価	科目区分	授業科目名	単位	認定の可否	単位	認定の可否	単位	
「TOEIC」テスト	-	665 点	異文化理解 科目	コミュニケーション英語CI	1	○可・否	1	○可・否	1	
				コミュニケーション英語CII	1	○可・否	1	○可・否	1	
(以下余白)										
計	-	-		計	2	計	2	計	2	

## 私費外国人留学生（研究生）の受け入れ方針

- 優秀な外国人留学生を確保するために -

平成15年7月31日付けで文部科学省の諮問機関、中央教育審議会大学分科会留学生部会において、外国人留学生の「質」の確保に努めること等の中間報告案がまとめられた。

最近、本学においても、留学斡旋業者の仲介をしていると思われる者からの研究生入学願書請求や入学目的のはっきりしない研究生の志願者が多く、対応に苦慮していることから、優秀な外国人留学生の確保のため、本学国際交流委員会規程第3条第4号に基づき、大学間交流協定校以外の私費外国人留学生（研究生）の受け入れ方針を当分の間、以下のとおりとする。

十分な学力を有しているとともに、教育等の分野での活躍が期待できる者を受け入れる。

指導予定教官は、志願者本人と直接連絡を取るとともに事前審査を徹底する。

### 【事前審査内容等】

外国人留学生研究生申込調書

（学歴、現職、本学への入学希望理由、日本語学習歴、大学院進学希望の有無等）

研究計画（研究内容、研究能力等の審査）

各種証明書（卒業・成績証明書の確認）

経済状態（留学資金の有無及び奨学金等の受給について保証はできないこと等の確認）

面接の実施（日本居住者に対して）等

その他

上記の審査終了後は、「事前審査終了報告書」を提出する。

十分な日本語能力を有している者を受け入れる。

研究生志願者に対して、日本語を修得していることの証明として、日本語能力試験2級以上の合格通知書又は日本留学試験（日本語）の200点以上の成績通知書を提出させる。

平成 17 年 3 月 22 日

留学生各種支援の目標と具体案  
(留学生支援に関する教員向け説明会資料)

国際交流推進室室長  
戸北 凱惟  
留学生支援部会部会長  
小埜 裕二

はじめに

本学では、国際交流事業を大学の重要な活動と位置づけ、国際交流担当の学長特別補佐を学外から招き、戸北副学長を室長とする国際交流推進室において種々の国際交流事業を計画・推進してまいりました。

国際交流推進室・留学生支援部会では中期目標・中期計画に基づき、留学生の修学支援・生活支援・日本語支援・連携支援の4項目を柱に、各種支援の目標と具体案の策定に力を注いできました。

平成17年度からは、主に留学生指導教員及び関連部局・部会が留学生を支援してきた体制から、留学生及びその指導教員を講座・分野及び大学全体で支援していく体制へと方向を変えていこうと考えています。それにあわせて種々の支援方策をあらたに決めました。

今後とも留学生支援にご理解とご協力をたまわりたいと思います。

## 修学支援の目標と具体案

### 1 支援目標

修学支援の目標を、日本人学生と同レベルの修士論文を書き上げるための支援におく。

修士課程の留学生は、日本人の正規入学生と同じ条件で入ってきたものとして扱われ、日本語能力も大学院の授業や研究に十分対応できるものと見なされているため、日本語補講や修学支援に十分なサポートがうけられない状況にある。しかし、実状は種々の支援を必要とする留学生が大勢いる。この乖離をつよく感じとっているのが、留学生本人と留学生指導教員である。

現在、本学の留学生受け入れ方針がまとまりつつあり、大学の機運も留学生（研究生・正規生）をそれぞれの講座・分野の良識に基づき、慎重に受け入れつつある。したがって受け入れ時の留学生の質の確保は今後ある程度できるものとする。問題となってくるのは、送り出すために用意されたハードルをいかに留学生が越えるかについての支援体制をどのように築くかにある。

本学では、日本人学生と同レベルの修士論文の作成を留学生にもとめている。とはいえ、留学生教育にあっては修了するためのハードルを特別に低く設定する必要はない。留学生にも日本人学生と同レベルの修士論文を書いてもらうことを前提に修学支援を行うべきである。修学支援の点においては、留学生がその高いハードルを越えていけるような特別な配慮を講座・分野に依頼していくことが必要である。

### 2 具体案

#### (1) 理念の明文化と全学への周知

長期履修制度を利用した学生を含め、平成17年度以降は種々の学生が入学してくることが予想されるが、大学の修学支援体制として、今後は同じ学生の中でも弱い立場にある学生支援をしっかりとっていく必要がある。留学生への、講座や分野としての対し方を従来とは違う意識的な配慮で行ってもらえるよう、国際交流推進室においてその理念を明文化し全学に周知する。

#### (2) チューター制度の充実

フルタイムチューター制度の導入を視野に入れ、チューター制度の見直しを図る。

いわゆる「論文チューター」は、この名称を廃止し、従来のチューター制度の中に位置づける。

従来のチューター制度（資料1）の見直しを行う。チューター説明会において、留学生が日本人学生と同レベルの修士論文を書き上げることを目標としていることを説明したうえで、目標達成に必要な修学支援、生活支援、日本語支援の具体的方策を提示し、チューターの重要性を喚起する。また留学生にはチューターを積極的に活用してもらうよう、その活用例を紹介する。

留学生及びチューターが、チューター制度を活用できるようサポート窓口（留学生係）の存在を周知する。

チューターと指導教員が定期的に会合を重ね、留学生の支援方策について協議できる体制を整える。（オフィスアワー等を利用し、1カ月に1度以上、会合をもつ。）

新たなチューター報告書「チューター実施目標・報告書」（資料2）をこれまでの「チューター実施報告書」（資料3）に加える。チューター・留学生・指導教員3者でチューター実施目標や計画を作成し、目標達成に向けた指導を行う。報告書には目標がどの程度達成されたかについて記述し、指導教員の確認を受けたうえで、留学生係に提出する。

チューター選考にあたっては、適任者を選ぶよう、留学生指導教員に特段の配慮を願う。適任者が得られない場合のことを考え、チューター志願者を募り、登録制度を導入する（資料4）。

### (3) 指導教員へのサポート

「留学生指導教員との意見交換会」を実施し、大学側の支援体制や指導理念のありよう、留学生の現状等を指導教員に周知してもらうとともに、指導教員から大学に対する留学生支援に対する要望等をだしてもらう。

「教員向け講習会」を開く。平成17年度以降は外部から講師を招き実施したい。（平成16年度は「留学生支援に関する教員向け説明会」を開催し、留学生支援のあり方についての説明と意見交換を行う。）

論文執筆のノウハウ等は留学生指導教員が指導しているが、当然のこととして看過してきた箇所が留学生がつかずいていることも考えられる。留学生教育における留意点を留学生支援部会において整理する。

### (4) 留学生指導教員修学・生活指導報告書

「留学生指導教員修学・生活指導報告書」（資料5）の提出を平成17年度から留学生指導教員に求める。

目的：各留学生指導教員が、担当する留学生についての把握を徹底することによって、大学における留学生指導、支援体制の強化を図る。研究に関する具体の指導だけでなく、留学生を親身になって指導する立場にたち、留学生のプライバシーに配慮しながら、さまざまなことを半年に一度、留学生から聞きとる機会とする。

提出方法：留学生指導教員は、留学生と面接を行い、各留学生に対し報告書を一部作成し、半期ごとに指定された日時までに、所定用紙に必要事項を記入し、留学生係に提出す

るものとする。

提出後の処理：報告書は、留学生係と留学生支援部会が確認し、修学・生活指導上、留学生に問題があると見なされる事項があった場合は、指導教員と連絡をとり、ともに対応にあたる。報告書によって得られた全般的な留学生指導の状況を、国際交流推進室会議に報告する。また報告書は、留学生が所属する講座・分野へ回覧し、留学生及び留学生指導教員を支援する一助として役立てる。

(5) 留学生へのサポート

教職員や学生・市民によびかけ、修学や生活に必要な物品類の供与の道をさぐる（資料6）。

履修その他修学全般に関するガイダンスの充実。（「学生オリエンテーション」実施。講座・分野・指導教員によるガイダンスの実施）

「留学生の会」等を通じて修学支援に向けた要望等を聞きとる。

(6) 講座・分野への修学支援のお願い

留学生の修学支援目標を講座・分野の構成教員に周知するとともに（大学及び留学生指導教員から講座・分野へ周知）、支援には講座・分野の協力が必須であることを理解してもらい、その方策を当該講座・分野のコース特性に応じて講じてもらう。

留学生が受講する講義や演習授業における当該講座・分野の留学生に対する教員のケア。（留学生の研究能力を高めるための授業中その前後のケア。日本語能力を高めるためのケア。留学生が演習授業において研究発表するときのケア。）

修士課程や博士課程の留学生については、論文審査の主査・副査にあたる教員などを早期につけ、留学生指導教員以外に当該講座の他の教員が自覚的に支援に取り組めるよう配慮することも効果があろう。

研究生に当該講座の院生室の机を割り当てる等、研究環境を整えるよう努める。

留学生と留学生指導教員の指導関係が常に良好に保たれるよう講座・分野の主任が配慮する。

## 生活支援の目標と具体案

### 1 支援目標

生活支援の目標を、上越の生活環境に一日も早く慣れること、及び留学生の本分に即した経済面の対応、悩み事に対応できる体制づくりにおく。

大学側で解消できる生活に関する留学生の不便は速やかに解消していくべきであるが、生活環境が抜本的に変えられないものをふくむ以上、生活環境自体に慣れるよう示唆していくことも大切である。

### 2 具体案

#### (1) 悩み事に対応できる体制づくり

「留学生オリエンテーション」で、大学のカウンセリング体制を十分説明する。保健管理センターで受けつけているカウンセリングの活用方法について具体的な話をするとともに、あわせて生活全般にわたる留学生の悩み事に対応できる窓口を設け、その窓口の存在を周知する。

- ・身体面について相談したい。                      窓口（保健管理センター）
- ・心の面について相談したい。                      窓口（保健管理センター）
- ・修学その他の面について相談したい。窓口（留学生指導教員、当該講座主任、留学生支援部会部会長、白杵先生、葦原さん、石田さん）

留学生指導教員も大学のカウンセリング体制について知っておく必要がある。留学生が心の問題を抱えていることを察知した場合、保健管理センターへ一緒に出向くことも場合によっては必要となってくる。

#### (2) 経済面への対応

平成16年度より「上越教育大学国際交流推進後援会」（資料7）から本学留学生に奨学金が与えられることとなった（平成16年度は年額10万円を5人の留学生に1年間支給）。今後は、留学生の経済面への対応に寄与できるよう、会費及び寄付金の総額から留学生の奨学金受給者人数を算出する仕組みをつくること等を後援会に提案するなどして、後援会の必要性和事業内容を教職員にアピールし、後援会事業へのいっそうの理解と協力をもとめていく。

「各種奨学金受給者選考基準」に「社会との連携・国際交流への貢献」「生活態度・修学状況」「日本語能力」の項目を新たにつけ加え、留学生に奨学金を広く支給する従来の理念に加え、一度奨学金をもらったものも努めればまた奨学金が得られる仕組みを導入した（資料8）。

申請できる奨学金の数を増やすために、留学生係と留学生支援部会が協力し、新しい奨学金を開拓する。

「奨学金案内 / 外国人留学生のための奨学金案内」 (<http://jpss.jp/sguide/>) 等のインターネットサイトの紹介および本学における情報収集と情報提供。たとえば、以下の奨学金制度は申請の可能性がある。

「留学生草の根奨学金」「伊藤忠記念財団 / 日本留学助成事業」「岩谷国際留学生研究助成金」「偕成留学生奨励金」「川嶋章司記念スカラシップ基金」「共立国際交流奨学財団奨学金」「興南アジア国際奨学財団」「佐川奨学金」「サトーAsia 留学生奨学制度」「春秋育英会」「信越奨学金」「JT アジア奨学金」「高山国際教育財団奨学金」「朝鮮奨学会大学奨励金」「辻アジア国際奨学金」「東華教育文化交流財団」「とうきゅう外来留学生奨学財団」「内外学生センターKK奨学基金」「内外学生センター九段精華基金」「橋谷奨学金」「ヒロセ国際奨学財団」「朴龍九育英会」「三菱商事外国人留学生奨学金」「南富士産業(株)杉山種まさ奨学金」等

留学生の本分に即したアルバイト情報（語学講師など）を提供する。「留学生派遣事業」の実施にむけた方策をたてる。上越国際交流協会が主催する種々の外国語会話の講師として採用してもらえるよう働きかけを行う。また学内での留学生雇用の道を開拓する。ただし修学を圧迫するような長時間にわたるアルバイトは勧められない。

特別な事情で経済的な困窮状態に陥ったときの救済措置について整備する。具体的には、後援会からの授業料などの一時的な借り受けを視野に入れた体制づくりを検討する。

学内で日本語スピーチコンテストを実施し入賞者に賞金を与えたり、大学のホームページや留学生向けパンフレットの翻訳作業にアルバイトとして留学生を雇い入れたり、学内業務の一部を留学生に割り当てるなどして、留学生の経済面への対応をはかる。

### (3) 物品への対応

今後、留学生に必要な備品を少しずつ計画的に揃えていくための体制づくりを行う。

教職員へ物品の供与を呼びかける。

### (4) 宿舍

関連委員会への提案を視野にいれ、国際学生宿舍の利用方法に見直しの余地があるかどうかを検討する。たとえば空部屋の利活用、国際宿舍夫婦部屋の利活用、2年間に限定された利用規定の見直し等。



冬季の暖房補助設備の備品化。小型の電気ストーブ等。

インターネット環境の整備。（現在、レンタル電話システム回線を契約できる。）

(5) その他

生活支援も修学支援同様、今後は大学全体の問題として考えていくべきである。ここでも講座・分野の対応支援がまず求められる。物品供与は、メール等で全教職員に依頼するが、その他にも留学生が必要とする物品を当該講座内で供与・貸与する支援のありかたもあろう。経済面の対応ばかりでなく、当該講座の教員全員が留学生の心の状態にたえず注意をはらうことも必要である。

留学生が生活面で困るのは買い物である。冬季は自転車が使えず特に困っている。大学の売店へ生鮮食料品等の事前注文ができないか検討する。生協の共同購入が宿舎婦人部で行われているから、希望すれば留学生の参加も可能であろう。現状を調査し、情報を提供する。

新留学生の環境移行期である4月～6月に上越での修学や生活に慣れてもらえるよう体制づくりを行う。（「留学生支援に関する教員向け説明会」での情報交換や「留学生オリエンテーション」の実施）

## 日本語支援の目標と具体案

### 1 支援目標

日本語支援の目標を、留学生個々のニーズに見合った日本語能力の向上におく。

研究生が入学資格として求められる日本語能力は日本語能力試験 2 級以上、大学院生がもつべき能力として求められるのは日本語能力試験 1 級以上であるが、その能力をさらに伸ばし、研究活動に支障をきたすことがない日本語運用能力を身につけるために、従来の日本語補講プログラムを見直し、留学生個々の力量を高めることができるようなこまやかな指導体制をつくっていく。

### 2 具体案

#### (1) 日本語補講（研究生・正規生）プログラム

大学院に入学した留学生は、原則として日本語教育を必要としないレベルの日本語運用能力を持つことが期待されているが、研究生のみならず、大学院の正規留学生にも日本語能力に見合った支援をしていくべきであろう（資料 9）。修士課程・博士課程の留学生の日本語支援は、個々の留学生の必要性にみあった高度な日本語教育を行う必要がある。同時に、そこでは論文作成に必要なライティングの養成も行う必要がある。日本語補講プログラムには、このことに配慮した上級レベルの日本語プログラムが用意されている。上級レベルの日本語補講プログラムは、とくに日本語能力試験 1 級以上の資格をもち、より高度な日本語運用能力を身につけたい修士課程以上の留学生が受講するものと思われる。ただし、そのためには修士課程等の留学生がプログラムを受講できるよう、時間割を配慮し、またそこで行われる日本語指導が留学生の個々の力量を高めるものとなるようなシラバスの検討が求められる。

平成 17 年度の年度はじめに留学生全員を対象に、日本語能力に関するプレースメントテストを実施する。これは個々の留学生の日本語能力向上のために、いかなる具体的支援が必要かを見極めるために実施するものである。結果は留学生指導教員にも伝える。

日本語支援体制について留学生指導教員に周知し、必要に応じて指導教員がこのプログラムを留学生に勧められるようにする。

修士課程の留学生が求められている修士論文が、日本人学生と同レベルのものであることを留学生に周知することで、日本語補講プログラムの受講の必要及び日本語能力向上の必要があることを喚起する。

## 連携支援の目標と具体案

### 1 支援目標

連携支援の目標を、留学生と地域との連携、留学生と日本人学生との連携、留学生相互の連携等の体制づくりにおく。

連携支援もまた他の支援活動と同様、大学全体の取り組みとして位置づけるとともに、留学生支援に関わる各種組織間の連携、後援会との連携、当該講座・分野等との連携にも努めていく。

### 2 具体案

#### (1) 地域との交流

国際交流、国際貢献の必要性を視野にいれ、留学生の地域交流のあり方を見直したうえで、地域交流を推進する。

地域との交流を深めるための具体的な交流プログラムを新たに留学生支援部会が策定し、実施する。

「留学生の会」や「国際交流クラブ」などが実施してきた留学生の地域連携プログラムに大学が関与・支援できるような体制づくりを行う（資料10）。

個々の留学生が地域の人と一緒に活動できるような体制づくりを行う。

近隣市町村の学校からの依頼による地域交流の推進を積極的に行う。

#### (2) 留学生の会

「留学生の会」を組織し、会の意義を留学生および全学に周知する。「留学生の会」から支援部会や国際交流に要望を提出することができるようにする。また「留学生の会」が、入学時の留学生の生活支援や修学支援に関与できるような体制づくりを行う。

「留学生の会」組織化のための具体案

- ・ 会長，副会長2名（または幹事2名）をおく。
- ・ 外部団体との連携。大使館留学生係や他大学の留学生会との情報交換。
- ・ 留学生内部の連携。留学生名簿の作成。新留学生の世話。留学生同士の親睦、情報交換。
- ・ 奨学金を受給している留学生は義務として「留学生の会」の活動（幹事や新留学生の世話係など）に参加する。

#### (3) その他

「国際交流クラブ」が活発な活動を行えるよう支援する。

## 留学生支援に関する教員向け説明会

日 時：平成17年3月22日（火） 10:00～12:00

場 所：第2講義棟104室

次 第：

1 開会

2 留学生支援方針等説明

修学支援

生活支援

日本語支援

連携支援

その他

3 質疑応答・情報交換

4 閉会

### 【配付資料】

・留学生各種支援の目標と具体案

## 留学生オリエンテーション

日 時 : 平成17年4月20日(水) 13:30 ~ 15:00

場 所 : 人205 講義室

次 第 :

- 1 開会のあいさつ (小笠留学生支援部会長)
- 2 4つの留学生支援方針について (小笠留学生支援部会長)
- 3 修学・生活上の諸手続について (教育支援課留学生係)
- 4 その他  
提供物品の配付について

(配付資料)

- No.1 4つの留学生支援目標
- No.2 修学・生活上の諸手続
- No.3 私費外国人留学生学習奨励費申請書類1式
- No.4 ハラスメント・パンフレット
- No.5 留学生への提供物品一覧

## 留学生オリエンテーション

日時：平成17年10月14日(金) 12:00～12:35

場所：人101講義室

次第：

- 1 開会のあいさつ (小笠留学生支援部会長)
- 2 4つの留学生支援目標について (小笠留学生支援部会長)
- 3 修学・生活上の諸手続きについて (石田教育支援課留学生係長)
- 4 その他  
提供物品の配付について

(配付資料)

- No.1 4つの留学生支援目標
- No.2 修学・生活上の諸手続き
- No.3 上越教育大学安全カード
- No.4 ハラスメント・パンフレット

## チューター説明会

日 時：平成17年4月20日(水) 13:00～13:30

場 所：人205講義室

次 第：

1 留学生支援部会長あいさつ

2 チューターについて

(配付資料)

No.1 チューターの役割

No.2 チューター実施報告書

No.3 チューター実施目標・報告書

## チューター説明会

日時：平成17年10月14日(金) 12:40~12:50

場所：人101講義室

次第：

1 留学生支援部会長あいさつ

2 チューターについて

(配付資料)

- ・チューターの役割
- ・チューター実施報告書
- ・チューター実施目標・報告書



## 修了予定留学生に係るチューター説明会

日時：平成17年10月19日(水) 12:00~12:15

場所：講104講義室

次第：

1 留学生支援部会長あいさつ

2 チューターについて

(配付資料)

- ・外国人留学生の修士論文作成時における日本語支援について
- ・チューター実施報告書

## 留学生支援に関する役割について

### 関係各組織の役割

**留学生指導教員**は、留学生（正規生・非正規生）への教育・研究指導のみならず、親身になって、修学支援・生活支援・日本語支援・連携支援に目を配るとともに、留学生の在籍管理を行う。（具体的内容については別に定める。）

**留学生が在籍する講座・分野**は、留学生（正規生・非正規生）の支援および留学生指導教員の支援を、講座代表・分野主任の監督のもと積極的に行うとともに、留学生の研究環境等を整えるよう努める。（留学生の長期入院や留学生指導教員の長期出張等で必要が生じた場合も、留学生および留学生指導教員の支援を講座・分野が行う。）

**留学生支援部会**は、留学生支援および留学生指導教員支援についての体制づくりを行い、関係組織・関係者への周知に努めるとともに、国際交流推進室との連携を保ちつつ、留学生や留学生指導教員の支援に関わる問題に迅速・柔軟に対処していく。

**教育支援課留学生係**は、留学生受入れに関すること、修学・生活支援に関すること、各種奨学金に関すること、交流事業に関すること、研修プログラムに関することをその事務分掌とする。

### 留学生支援目標（参考）

<b>修学支援の目標</b>
修学支援の目標を、日本人学生と同レベルの修士論文を書き上げるための支援におく。
<b>生活支援の目標</b>
生活支援の目標を、上越の生活環境に一日も早く慣れること、及び留学生の本分に即した経済面の対応、悩み事に対応できる体制づくりにおく。
<b>日本語支援の目標</b>
日本語支援の目標を、留学生個々のニーズに見合った日本語能力の向上におく。
<b>連携支援の目標</b>
連携支援の目標を、留学生と地域との連携、留学生と日本人学生との連携、留学生相互の連携等の体制づくりにおく。

## 留学生指導教員ガイドライン

### 受入れ時における役割

- ・ 研究生受入れに関しては、本学の「私費外国人留学生（研究生）の受入れ方針」に基づき慎重に行なう。（日本語能力試験２級以上等、修学前後の研究領域の一致、経済的裏づけの確認等）
- ・ 正規生受け入れに関しては、本学の入試制度に基づき厳正に行なう。

### 入学時における役割

- ・ 正規・非正規の国費留学生・私費留学生の受入れに関する主導的役割は、留学生指導教員が担う。留学生受入れに関して、留学生指導教員に不都合が生じた場合は、留学生指導教員が所属する講座・分野もしくはチューターに代行を依頼する。
- ・ はじめて渡日する留学生については、渡日前にメールや電話等で連絡をとりあい、渡日日程や行程等を確認するとともに、渡日後に必要な諸手続き等の案内及び最初の面会の打ち合せ等を行う。なお渡日経験のある留学生や在日中の留学生についても、必要に応じて適切な対応を行なう。
- ・ 留学生が本学に到着した初日の対応については、とくに配慮を願いたい。最寄りの駅等への出迎え（留学適応能力に応じて必要な場合がある）をふくめ、学生宿舎等への案内（学生宿舎の場合は入居手続きと鍵の受け渡し等）、その日に必要な食料品や生活物品等の購入支援等が必要となってくる。
- ・ 留学生が本学に到着した日から数日中に、市役所での必要な諸手続きを済ませ、留学に必要な生活物品等が揃うよう適切な支援を行う。
- ・ 履修指導を行う。

なお、留学生受入れに関する留学生指導教員の役割代行をチューターに依頼する場合は、その役割を適切にチューターに伝える必要がある。

### 在学時における役割

#### 修学支援について

- ・ 履修指導を行なう。
- ・ 修学支援目標および研究計画の進捗状況に留意し、指導を行う。
- ・ 適切なチューターを配置する。
- ・ 「チューター実施目標・報告書」を留学生及びチューターをまじえて作成する。
- ・ 留学生及びチューターと定期的に会合し、留学生指導の効果をあげる。
- ・ 「教員向けスキルアップ講習会」に参加する。
- ・ 必要に応じて、所属講座・分野の協力を要請する。

- ・ 演習授業等における留学生のケア。
- ・ 院生室に研究生等の机を割り当てる等、研究環境を整える。

#### **生活支援について**

- ・ 留学生の生活・健康状況に留意し、経済的困窮を含め、身体や心の問題を抱えていることを察知した場合は、適切に対処する。
- ・ 留学生の授業料減免状況や奨学金受給状況について把握する。
- ・ 留学生がアルバイトをしている場合は、風俗営業に就いていないこと、適正な就労時間（正規生及び研究生のアルバイト時間は週28時間以内、聴講生の場合は週14時間以内と定められている）であることを確認する。
- ・ 生活支援に係る物品供与・貸与が必要な場合は、所属講座や分野に呼びかける。（留学生支援部会からの提供以外の物品）

#### **日本語支援について**

- ・ 留学生の日本語能力を把握し、能力に見合った日本語補講プログラムへ参加することをうながすと同時に、修学支援の目標を達成するために必要な日本語能力を獲得するための具体的支援を行なう。
- ・ 日本語試験（J-Test）の受験結果を検討し、日本語支援に関する個別的重点的な指導方法を検討し実施する。
- ・ 留学生と接する種々の場面を利用し、留学生の日本語能力を高められるよう努力する。

#### **連携支援について**

- ・ 留学生と地域との連携、留学生と日本人学生との連携、留学生相互の連携がはかれるよう留意する。
- ・ 留学生が参加する行事に、留学生指導教員も必要に応じて参加する。

#### **その他の役割**

- ・ 留学生が事故や災害、病気、犯罪にまきこまれたときは、大学の防災マニュアル等に従い、留学生指導教員と留学生係が連絡をとりあい対応にあたる。状況・場合に応じて留学生の所属講座・分野、留学生支援部会その他の機関が迅速柔軟に対応を協議し、支援にあたる。
- ・ 在籍管理

なお、留学生指導教員は「留学生指導教員修学・生活指導報告書」を作成し（半期ごと）、留学生支援部会・国際交流推進室へ提出する必要がある。また「留学生との意見交換会」「留学生指導教員との意見交換会」「スキルアップ講習会」等の留学生支援に関する会合への出席が求められる。

平成18年3月23日

教 員 各 位

国際交流推進室長  
戸 北 凱 惟

留学生受入れ時における留学生指導教員ガイドラインについて

国際交流推進室では、「国際交流・留学生交流のあり方」「留学生受け入れ方針」「留学生の支援目標と具体策」に基づき、留学生支援を具体的に実施するための「留学生支援に関する関係各組織の役割」を定めました（H18.3.22 第38回教授会承認済）。

平成18年度入学の留学生（正規生・非正規生）を迎えるにあたり、「留学生支援に関する関係各組織の役割」の中から、留学生受入れ時における指導教員のガイドラインについてあらためて周知させていただきます。

留学生が入学後の修学・生活をスムーズに開始できますよう、下記の点に留意し、留学生支援に対するご配慮をお願いします。

なお、「留学生支援に関する関係各組織の役割」については、リンコムネクスト ファイルライブラリー「国際交流推進室」にファイルをアップロードしましたので、随時ご活用願います。

記

- 1) 正規・非正規の国費留学生・私費留学生の受入れに関する主導的役割は、留学生指導教員をお願いします。留学生受入れに関して、留学生指導教員に不都合が生じた場合は、留学生指導教員が所属する講座・分野もしくはチューターに代行を依頼して下さい。
- 2) はじめて渡日する留学生については、渡日前にメールや電話等で連絡をとりあい、渡日の日程や行程等を確認するとともに、渡日後に必要な諸手続き等の案内及び最初の面会の打ち合せ等を行って下さい。なお渡日経験のある留学生や在日中の留学生についても、必要に応じて適切な対応をお願いします。
- 3) 留学生が本学に到着した初日の対応については、とくに配慮をお願いします。最寄りの駅等への出迎え（留学適応能力に応じて必要な場合があります）をふくめ、学生宿舎等への案内（学生宿舎の場合は入居手続きと鍵の受け渡し等）、その日に必要な食料品や生活物品等の購入支援等をお願いします。
- 4) 留学生が本学に到着した日から数日中に、市役所での必要な諸手続きを済ませ、留学に必要な生活物品等が揃うよう適切な支援をお願いします。
- 5) 履修指導をお願いします。

なお、留学生受入れに関する留学生指導教員の役割代行をチューターに依頼する場合は、その役割を必ず適切にチューターに伝えて下さい。

ご質問等は、教育支援課留学生係（内線 3279）までお願いします。

## 留学生指導教員修学・生活指導報告書

留学生氏名:	国籍:	国費	私費	身分: 研究生	学部( )年	修士( )年
指導教員氏名:	所属コース:			博士( )年	その他( )	

## 授業出席状況:

「研究セミナー」の出席状況は？ 毎回出席 数回欠席 度々欠席 ほとんど欠席

その他の履修科目( )

その他の状況(履修態度等)について具体的に記入してください。

## 研究進捗状況:

研究計画の進捗状況はどの程度か？ 順調に進んでいる やや遅れている 遅れている 非常に遅れている

指導教員の指導計画との関連で特記すべき事柄について具体的に記入してください。

## 生活・健康状況:

授業料減免関係: 全学免除された 半額免除された 免除されなかった

奨学金関係: 奨学金を支給されている(奨学金名 ) 奨学金を支給されていない

仕送り: 仕送りを受けている 仕送りを受けていない

アルバイトの有無: 継続的にしている 不定期にしている 長期休暇中にしている 一切していない

アルバイトの許可: アルバイトの許可を受けている アルバイトの許可を受けていない

( 留学生のアルバイトには資格外活動許可申請が必要です。許可のない場合は申請するように指導してください。 指導した。 )

継続的なアルバイトをしている場合、その時間は:

週7時間以下 週7～14時間以下 週14～21時間以下 週21～28時間以下 週28時間以上

( 正規生及び研究生のアルバイト時間は週28時間以内、聴講生の場合は週14時間以内と定められています(ただし、研究生の28時間は申請の際に勤務先を届け出た場合のみ)。規定時間を遵守するよう指導してください。 指導した

アルバイトの職種(具体的に記述: ) (職種の記入例: 小売業、飲食店、語学学校、など)

( 留学生は、風俗営業が含まれる営業所でのアルバイトは認められていません。アルバイト先で風俗営業が行われていないことを確認してください 確認した。 )

研究生・聴講生で常勤職のある場合:職種( )・勤務先事業所名( )

住居: 大学宿舍 民間アパート その他( )

健康状態: 良好である 不調である(具体的状況: )

その他の生活・健康状況について特記すべき状況(生活態度、心身状態等)について具体的に記入してください。

日本語レベル:

日本語能力試験の等級: 1級 2級 2級以下 日本語能力試験を受験したことがない

日本語試験(J-Test)の受験の有無: 受験した 受験しなかった

日本語補講プログラムの履修状況:

上級総合 上級文型 中級読解・作文 中級文型 留学生事情

国際交流体験演習 国際交流セミナー 総合演習(多文化社会論) 文化体験学習

留学生の日本語レベルについて特記すべき事項(習得状況、補講参加状況など)について具体的に記入してください。

留学生との面談状況:

授業以外の面談状況:

面談頻度: 授業以外にほとんどない 1ヶ月に1回 3週間に1回 2週間に1回 週1回 週2~3回 ほぼ毎日

面談時間: 15分程度 30分程度 1時間程度 1時間30分程度 2時間以上 時によって異なる

面談内容: 研究相談 授業履修相談 生活相談 日本語学習相談 その他( )

その他の特記事項:

地域との連携・国際交流: 地域との交流(具体的に ) 国際交流(具体的に )

賞罰: なし ある(具体的に )

授業料納入状況: 完納した 納入延期中 滞納している

宿舍料納入状況: 納入している 納入延期中 滞納している

国民健康保険加入の有無: 加入済(保険料納入状況: 納入している 滞納している) 未加入

その他具体的に記入してください。

--

留学生および留学生指導教員から、留学生支援部会、国際交流推進室、所属講座・分野への要望があれば、具体的に記入してください。

--



## 第1回留学生指導教員スキルアップ講習会

日 時 平成17年12月7日(水) 15:30~17:30

場 所 大会議室(事務局3階)

次 第 (司会進行:田島留学生支援部会委員)

1 開 会

2 挨拶(戸北国際交流推進室長)

3 趣旨説明(小笠留学生支援部会長)

4 講師紹介

5 講 義

演題 「留学生にとって易しい日本語とは」

講師 新潟大学国際センター助教授 池 田 英 喜 氏

6 質疑応答,意見交換会

7 閉 会

## 外国人留学生との意見交換会

1. 主催 国際交流推進室 留学生支援部会
2. 目的 本学に在籍している外国人留学生等の意見を聴取し、留学生支援につなげる。  
また、教職員と留学生等の親睦を深め、相互理解を図る。
3. 期 日 平成16年12月22日(水) 15:00～16:30
4. 場 所 本学大会議室
5. 出席者 本学に在籍する外国人留学生及びその指導教員・留学生チューター・  
国際交流クラブ員  
学長・高田、川崎副学長・臼杵学長特別補佐・  
梶原事務局長・総務部長・学務部長  
戸北国際交流推進室長・加藤コーディネーター部会長  
小笠留学生支援部会長及び部会員・五十嵐研修プログラム部会長  
研究連携室長・国際交流係・学生支援課長・学生支援課課長補佐  
・学生宿舎係・教育支援課長・教育支援課課長補佐・留学生係  
・上越国際交流協会会長
6. 次 第(進行：留学生支援部会長)
  - 1 開 会
  - 2 学長挨拶
  - 3 職員出席者紹介
  - 4 10月入学留学生紹介
  - 5 留学生等の声
    - ・10月入学の留学生からの感想・意見・要望等(4人：5分×4)
    - ・10月入学の留学生チューター等からの感想・意見・要望  
(3人：3分×3)
    - ・その他の留学生で希望者
  - 6 意見交換
  - 7 閉 会
7. 実施形式 ・お茶・コーヒー及びケーキ等を机上(真ん中)に配置しておく。  
・「開会」から「留学生等の声」までは椅子に着席し、進行する。  
・「意見交換」終了後、お茶を飲みながら懇親を深める。  
・お茶やケーキは、各自セルフサービスとする。

## チューター実施目標・報告書

平成17年10月～平成18年2月

<b>1. チューター氏名</b>	担当留学生	指導教員
<b>2. 実施目標 (半期)</b>	平成	年 月 日作成
<b>3. 実施計画 (半期)</b>	平成	年 月 日作成
<b>4. 実施報告 (半期)</b>	平成	年 月 日作成
<b>5. 今後の課題・改善策等</b>	平成	年 月 日作成
<b>6. 留学生指導教員確認印</b>	平成	年 月 日 印

「実施目標」「実施計画」は、チューター・留学生・指導教員3者で作成して下さい。

「実施報告」「今後の課題・改善策等」はチューターが記載し、留学生指導教員の確認印を得たうえで、留学生係に提出して下さい。

## 外国人留学生（研究生）補講プログラム

H17.1.17

### 履修の手引き：

- ・ このプログラムは、外国人留学生（研究生）として、受講することが望ましい科目等を構成した補講プログラムである。受講科目については、単位を取得することはできない。単位取得を希望する場合は、併せて科目等履修生として入学しなければならない。
- ・ この補講プログラムは、外国人留学生（研究生）を対象とするが、研究生以外の外国人留学生も受講することができる。

### 必要補講

- ・ 日本語運用能力向上を図るため、必要補講から、最低限、前期2科目（日本語中級読解・作文 および日本語中級文型練習）、または、日本語上級総合日本語、日本語上級文型練習）後期2科目（日本語中級読解・作文 および日本語中級文型練習、または、日本語上級総合日本語、日本語上級文型練習）を受講すべきである。
- ・ 日本語中級、上級は、受講者の日本語力に応じて、クラス分けを行う。
- ・ 『留学生日本事情』は、初めて上越教育大学に入学した留学生を対象とする科目であり、特に、日本滞在期間の短い留学生（大学院生も含む）は、受講すべきである。
- ・ 必要補講（日本語中級、上級、留学生日本事情）については、授業担当者が、受講者の出席率、履修状況、試験の成績などを総合的に判断し、当該補講の修了を判定する。大学は、修了した補講について補講履修証明書を発行する。
- ・ 必要補講は、特に、研究生の日本語力向上を図るものであって、大学院に入学した留学生は、原則として日本語教育を必要としないレベルの日本語運用能力を持つことが期待される。しかし、大学院における勉学に支障をきたすと考えられる日本語レベルの者は、必要補講を受講すべきである。

### 選択科目

- ・ 選択科目として掲げた科目は、受講することが望まれる科目である。

## 必要補講

科目名	授業概要	備考
日本語中級読解・作文	中級レベルの学習者を対象に、文章全体の構成を考えながら読む練習を行うとともに、語彙力を高める。また、一般的なテーマをもとに、小論文作成や要約文の練習を行う。	前期，15回
日本語中級読解・作文		後期，15回
日本語上級総合	上級レベルの学習者を対象に、大学での研究生活に必要な総合的日本語能力の向上を目指す。口頭発表、論文レポートの書き方、新聞教材なども含まれる。	前期，15回
日本語上級総合		後期，15回
日本語中級文型練習	中級レベルの学習者を対象に、文法能力を高める。基本文型に焦点を当て、日常生活でよく用いられる表現や、間違いやすい文法事項を重点的に取り上げ練習する。	前期，15回
日本語中級文型練習		後期，15回
日本語上級文型練習	上級レベルの学習者を対象に、語彙・文法能力の向上を目指す。日本語の多様な使い方について学ぶ。	前期，15回
日本語上級文型練習		後期，15回
留学生日本事情	日本に滞在する留学生に対し、日本人の日常生活や社会生活、日本文化について、日本人学生との交流体験を通して学び、全般的な日本理解の充実を図る。	前期，15回 学部開講科目 「日本語・日本事情」と共通
留学生日本事情		後期，15回 学部開講科目 「日本語・日本事情」と共通

## 選択科目

科目名	授業概要	備考
国際交流体験演習	日本人学生との交流体験を通して、国際理解の場面において重要な役割を果たす異文化コミュニケーションの基礎的能力の育成を目指す。	学部開講科目 30時間
国際交流セミナー	日本人学生との交流体験を通して、国際理解の場面において重要な役割を果たす異文化コミュニケーションの実践的能力の育成を目指す。	学部開講科目 30時間
総合演習（多文化社会論）	多文化社会の現状と文化の多様性について理解を深めるため、教育、哲学、語学、文学、美術、音楽などの幅広い観点から多文化社会を論及する。	学部開講科目 30時間
文化体験学習	博物館、美術館、図書館、文書館、史跡、寺院、城下町、発掘現場など、社会教育施設から地域文化財を通して、地域の文化体験を学習することによって、総合学習の基礎を培う。	学部開講科目 30時間

2005年5月24日

留学生の皆さんへ

## 現在の日本語能力をチェックしよう！！

留学生の皆さんには、留学生オリエンテーションで本学の4つの留学生支援（修学支援・生活支援・日本語支援・連携支援）の目標とその具体案についてお知らせしましたが、このたび、現時点において、皆さん自身の日本語能力がどのようなものであるかを判定し、修学や日本語運用のさらなる向上へつなげていくために、皆さんの日本語能力を診断するテストを用意しました。このテスト（「J.TEST 実用日本語検定」）を無料で実施しますので、受験するようにして下さい。

なお、このテストは、現時点における皆さんの日本語能力を皆さん自身を知ることと、より充実した修学支援、日本語支援の方策をたてることを目的にしていますので、テスト結果は留学生本人とその指導教員、留学生支援部会委員にしか知らせません。この成績により、奨学金の選考に不利益が生じることはありませんし、日本語補講プログラムを強制的に受講させることもありません。安心して受験して下さい。

（国際交流推進室 留学生支援部会長 小埜裕二）

### 記

- 1 日 時：2005年6月17日（金）18:00～20:00
- 2 場 所：講302室
- 3 対象者：本学に在籍する外国人留学生（修士課程修了の研究生及び博士課程の留学生は除く。ただし、希望者は受験できますので、留学生係まで申し出て下さい。）

平成17年5月24日

外国人留学生指導教員 殿

国際交流推進室長

戸北 凱 惟

留学生支援部会長

小 埜 裕 二

留学生に対する「J.TEST 実用日本語検定-IP」の実施について（お願い）

国際交流推進室・留学生支援部会では中期目標・中期計画に基づき、留学生の修学支援・生活支援・日本語支援・連携支援の4項目を柱に各種支援の目標と具体案の作成に力を注いで来ましたが、このたび日本語支援において、留学生の日本語能力を公正かつ客観的に判断し、今後の研究指導及び日本語補講の充実に役立てることを目的とし、下記のとおり「J.TEST 実用日本語検定」を公費により実施することとしましたので、貴殿指導の留学生に対し、受験するよう御指導いただきたくお願い申し上げます。

なお、本テストの結果により留学生の奨学金選考等に不利益が生じるものではなく、成績等の情報は目的以外に利用するものではないことを申し添えます。

記

- 1 日時 平成17年6月17日（金）18:00～20:00
- 2 場所 講302室



## 第62回 J. TEST 実用日本語検定 結果資料

2005年6月実施

2005年6月に第62回 J. TEST実用日本語検定が行われました。  
2316名が参加し、特A級に23名、A級に25名が認定されました。

## J. TEST成績上位者 (900点以上)

氏名	出身地	所属
TURCSANYI TAMAS 金 杰 山住 恵 MORIMOTO JUNKO 汤 志生 周 宇 王 榕栋 劉 筱丹 金 貞我 張 韵 GALKIN SERGEY 周 志穎 権 美呈 石 佳弘 龍 梅 隋 海阳 宋 炜 孫 艾華 玉 鶴 沈 燕菲 魏 謀枝 周 曉非 鄭 新喜	ハンガリー 中国 日本 アメリカ 中国 中国 中国 中国 韓国 中国 ロシア 台湾 韓国 台湾 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 韓国	一橋大学 (中国遼寧省公開会場) (水戸公開会場) 北海道大学 (中国福建省公開会場) 九州産業大学 (中国広東省公開会場) 宇都宮大学 双葉外語学校 ※IP (横浜公開会場) 埼玉大学大学院 東海大学 立正大学 神戸大学 (名古屋公開会場) (中国遼寧省公開会場) (中国天津公開会場) 新潟大学 上越教育大学 ※IP (京都公開会場) (中国広東省公開会場) (千葉公開会場) 上越教育大学 ※IP (特A級=930点以上 23名)
李 恵利 尹 承林 田 少強 原口 BRUNO 肖 楠 Bae Kyung Jin 王 菁潔 花 文緹 王 彤 宋 賢子 宮 本成 劉 泰根 王 琳琳 久郷 麻里 李 菁 宋 仁英 尹 姫仙 大嶋 祥子 朱 玉婷 SOLIGO GLAUBER SHIGUEHARA 金 志善 高 境茂 苑 了 直村 理那 朴 恵美	韓国 中国 中国 ブラジル 中国 韓国 中国 中国 中国 韓国 中国 韓国 中国 カンボジア 中国 韓国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 韓国 韓国 中国 中国 韓国	関西学院大学 (仙台公開会場) (東京公開会場) 関東自動車大学校 北海道大学 北海道大学 茨城大学 (中国上海公開会場) (東京公開会場) (名古屋公開会場) 上武大学 近畿大学 宇都宮大学 (横浜公開会場) 神戸商科大学 淡海日本語ふれあいクラブ ※IP 京都精華大学 (東京公開会場) (中国江蘇省公開会場) (名古屋公開会場) 京都橘大学 信州大学 信州大学 (東京公開会場) 獨協大学 (A級=900点以上 25名)

平均点：591.7点（聴解290.1点、読解301.6点）※IP：団体プログラムで受験した団体

## 学 生 表 彰 推 薦 名 簿 ( 案 )

( 大 学 院 )

番 号	候 補 者 氏 名 及 び 団 体 名 等	学 年	表 彰 事 由	学 生 表 彰 規 程 適 用 条 項	推 薦 理 由 ( 要 旨 )	推 薦 者
1	教科・領域教育専攻 言語系コース(国語) ユ イ ゲ 玉 鴿	1 年	第 6 2 回 J.TEST 実用日本語検定 (団体プログラム) を受験し、 特 A 級に認定さ れたため。	第 2 条 第 4 号 (選考基準第 4 項)	J.TEST は、本学が研究生受入れの際条件として いる日本語能力試験 2 級以上のさらに高度な日本 語能力を測るもので、今回、日本全国及び国外(中 国)でこの試験を受験した者は、2,316 名であり、 特 A 級に認定された者は 23 名に過ぎず 2 名同時 に成績上位者に入った大学は本学をおいて他にない。 このことは本学の名誉を高め、また、留学生が 今後いっそう自己の日本語能力を高める目標とな ったことから被表彰者として推薦するものである。	国際交流推進 室長  戸北 凱惟
2	教科・領域教育専攻 言語系コース(国語) チ ョ ン シ ン ヒ 鄭 新 喜	2 年				

上越教育大学国際交流推進後援会 私費外国人留学生奨学事業実施要項

平成16年10月13日

上越教育大学国際交流推進後援会理事会 承認

- 1 この要項は、上越教育大学国際交流推進後援会（以下「後援会」という）が行う私費外国人留学生奨学事業に関し、必要な事項を定める。
- 2 後援会は、上越教育大学（以下「大学」という）に在学する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れている者に対し、奨学援助を行う。
- 3 奨学期間は、1年とする。
- 4 奨学生の人数及び奨学金の金額は、各年度ごとに理事会が決定する。
- 5 奨学生の応募資格は、次のとおりとする。
  - (1) 大学に在学する私費外国人留学生（非正規学生及び連合研究科(博士課程)の上越教育大学配属学生を含む。）であること。
  - (2) 奨学金受給年度において、1年間、大学に在籍することが見込まれること。
  - (3) 奨学金受給年度において、他の奨学金を受給する予定がないこと。
- 6 奨学生の選考手続は、次のとおりとする。
  - (1) 後援会は、当該年度の奨学生募集要項を作成し、留学生への募集を大学に依頼する。
  - (2) 応募者は、奨学金申込書を大学に提出する。
  - (3) 大学は、応募者について学内選考を行い、応募書類を添えて候補者を後援会に推薦する。
  - (4) 後援会は、大学から推薦された候補者について選考を行い奨学生を決定し、大学を通じて本人に通知する。
- 6 後援会は、奨学生に奨学金を支給する。

ただし、奨学金支給前に、当該学生の身分等に重大な変更が生じた場合は、奨学生の決定を取り消すものとする。
- 7 後援会は、奨学生に対して、大学の留学生行事及び日本人学生、地域等との交流活動に積極的に参加し、奨学期間終了時に後援会へレポートを提出することを義務づけることとする。
- 8 その他、奨学事業の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

## 各種奨学金受給候補者選考基準

平成 1 3 年 6 月 4 日

国際交流委員会承認

改正 平成 1 3 年 1 1 月 2 6 日

平成 1 4 年 9 月 1 3 日

平成 1 5 年 5 月 1 2 日

平成 1 6 年 8 月 3 0 日

留学生個々について総合的に判断するため、下表の総合点数により順位をつける。

No.	選考項目	選考内容	点数
1	成績	成績の良い者を優先する。 以下により成績係数*1を計算する。 ・大学院2年は大学院1年時の成績 ・大学院1年・非正規生は学部の成績 ・学部生は現学年までの成績 ・大学院再入学者は1回目の大学院からの全成績 ・博士課程の者は大学院時の全成績	3
2	受給経験	受給経験のない者を優先する。 過去に本学において当該奨学金の受給経験の無い者 過去に本学において当該奨学金の受給経験の有る者*2	1 0
3	在籍身分	正規生を優先する。 正規生 非正規生	1 0
4	住居形態	住居費用が多額にかかっている者を優先する。 本学学生宿舎への入居を希望したが、入居できずに、 アパート・借家・下宿住まいをしている者 本学学生宿舎に入居している者 本学学生宿舎への入居を希望しないでアパート等に入居している者	1 0 0
5	奨学金の受給	申請時に他の奨学金を受給していない者を優先する*3。 他の奨学金の受給が無い者 他の奨学金の受給が有る者 配偶者が国費留学生の者	1 0 0
6	授業料免除	授業料を免除されなかった者を優先する。 当該年度の授業料を免除されなかった者 当該年度の授業料を半額免除された者 当該年度の授業料を免除された者	1 0.5 0

7	社会との連携、国際交流等への貢献	社会との連携、国際交流等に特に貢献があった者を優先する*4。 特に貢献があった ふつう	1 0
8	生活態度・修学状況	生活態度・修学状況などで特に問題があると認められた者は減点する*5。 ふつう 生活態度・修学状況など特に問題がある	0 -1
9	日本語能力	「日本語能力検定試験」2級以上の資格を持つ者、又は「日本留学試験(日本語)」200点以上の成績を有する者を優先する。 該当者 非該当者	1 0
合計点			10

1 成績係数(3.0が満点)

(優またはAの単位数×3) + (良またはBの単位数×2) + (可またはCの単位数×1)

総取得単位数

100点を満点とした場合、80点以上を「優」、70点以上を「良」、60点以上を「可」とする。また、履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を全て科目数に置き換えて算出する。なお、成績係数で表しえない場合は、その都度検討する。

2 ・過去の受給経験が有る者のうち、受給期間が1年未満の者は、未受給期間の割合を計算する。(受給していない月数÷12)

・博士課程在籍者は、当該奨学金(修士課程)の受給経験の有無を問わない。

3 年額10万円以下の奨学金は対象外とする。

4 自己申告をしてもらい、申告内容をもとに選考を行う。「貢献があった」と認めた場合は、その理由を選考資料に明記し、説明を求められたときは、認定理由を開示・説明する。

5 原則として複数の委員が当該学生について特に問題があると認めた場合、減点する場合がある。減点した理由は選考資料に明記し、説明を求められたときは、認定理由を開示・説明する。

選考に必要な情報が提出書類から確認できない場合は、個別に面接を行うこともある。

総合点数が同点の場合は、成績係数の高い者を優先する。なお、それでも同点の場合は、選考項目のNo.2から順に点数を比較し、点数の差が出た項目で、点数の高い者を優先する。

## 平成17年度外国人留学生等交流事業

## 留学生等交流事業（平成17年4月～平成18年3月）

実施月	交流事業名	主催	会場
H17.4.16	お花見会	留学生の会	高田公園
H17.4.20	留学生オリエンテーション	上越教育大学	上越教育大学
H17.4.27	新入生歓迎会	留学生有志	国際学生宿舎
H17.6.4	バス遠足	上越国際交流協会、日本語教室	長野県
H17.6.17	J.TESTで日本語能力をチェックしよう	上越教育大学	上越教育大学
H17.6.23	蛭見学会	日本語教室	金谷山・正善寺ダム
H17.7.6	七夕お茶会	上越教育大学茶道クラブ	上越教育大学
H17.7.17～18	くびき野ミニ世界展～アジアワールド～	上越青年会議所	アコーレジャスコ上越店
H17.7.25	上越祭り・民謡流し	上越市	上越市
H17.7.27	留学生との意見交換会	上越教育大学	上越教育大学
H17.10.14	新入生歓迎会	留学生の会	国際学生宿舎
H17.12.8	クリスマス・リース製作	上越国際交流協会、日本語教室	国際学生宿舎
H18.2.13	日本料理と着物体験	上越国際交流協会	デュオセレッソ
H18.2.16他2回	よさこいソーランを踊ろう	上越国際交流協会	国際学生宿舎
H18.2.18～19	安塚区ホームステイ	世界の人と仲良くする会	上越市安塚区
H18.2.20～21	上越教育大学留学生スキーのつどい	上越教育大学	妙高市
H18.3.3	ひな祭り茶会	上越国際交流協会	未定
H18.3.16	上越教育大学国際交流のつどい	上越教育大学	マンテンホテル

## 2005年度上越教育大学国際交流のつどい

### 第1部 外国人留学生の体験発表

日時 2006年3月16日(木) 16:00~17:00

会場 上越マンテンホテル2F 椿会場

次第(司会進行:田島留学生支援部会委員)

1 開 会

2 挨拶 上越教育大学長 渡 邊 隆  
上越市教育部長 東 條 邦 俊

3 本学留学生の現況 学長特別補佐(国際交流担当) 白 杵 美由紀

4 体験発表

(1)外国人留学生

大学院2年(国語) 鄭 新喜(韓国)

大学院2年(社会) 白 鷗(中国)

教員研修留学生 ガイリリアル・セリア・コルビリオン  
(フィリピン)

日本語・日本文化研修留学生 ムキタ・ホロンスカイ(リトアニア)

(2)チューター

大学院1年(国語) 花 房 磨 紀

5 意見交換

6 閉 会

### 第2部 外国人留学生との懇談会

日時 2006年3月16日(木) 17:15~19:00

会場 上越マンテンホテル2F 桜会場

次第(司会進行:田島留学生支援部会委員)

1 開 会

2 挨拶 国際交流推進室長 戸 北 凱 惟  
上越国際交流協会(JOIN)会長 川 室 京 子

3 乾 杯 高田ロータリークラブ会長 東 山 昕 也

4 懇 談

5 留学生自己紹介

6 閉会挨拶 学長特別補佐(国際交流担当) 白 杵 美由紀

7 閉 会

上越教育大学障害児教育講座及び上越教育大学障害児教育実践センターと  
哈爾濱師範大学国際交流処との障害児教育分野における連携事業に関する覚書

上越教育大学障害児教育講座及び上越教育大学障害児教育実践センターと哈爾濱師範大学国際交流処は、2000年12月1日付けで両大学間で取り交わされた教育研究に関する交流協定に基づき、連携事業に関する覚書を交わすことに同意する。

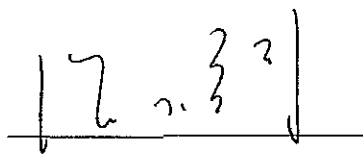
1. 上越教育大学は年1回程度、障害児教育関係の教員1~2名を哈爾濱師範大学に派遣し、数日間の講義を行うことに同意する。講義の実施については、哈爾濱師範大学が可否を判断する。派遣に伴う経費の支出は両大学で協議の上決定する。
2. 哈爾濱師範大学は上越教育大学に教員を派遣し、両大学教員による障害児教育に関する共同研究活動等を推進することに同意する。派遣の頻度、人数及び経費の支出は両大学で協議の上決定する。
3. 哈爾濱師範大学は上越教育大学大学院障害児教育専攻への進学を目的とした研究生として毎年3名前後の卒業者を推薦することに同意する。ただし、推薦する人数はその年の申出の状況によるものとする。研修生の取扱いは「哈爾濱師範大学からの研究生受け入れに関する協定」(2001.5.9)に基づくものとする。
4. 上越教育大学障害児教育講座及び上越教育大学障害児教育実践センターは哈爾濱師範大学における障害児教育分野の開設に対して協力することに同意する。
5. この覚書は、日本語及び中国語により各2通作成し、両大学が各1通ずつ保管する。

この覚書に基づく連携事業を円滑に実施するために必要な事項は、両大学で協議の上決めるものとする。

2004年9月18日 (於哈爾濱師範大学)

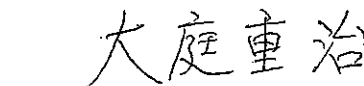
哈爾濱師範大学  
国際交流処 処長

張大鏘



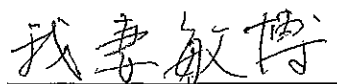
上越教育大学  
障害児教育講座代表

大庭重治



障害児教育実践センター長

我妻敏博





**\*\* 上越教育大学国際シンポジウム企画 \*\***

## 東アジアの総合学習 ~カリキュラム研究の視点から

東アジアの各国各地域は、ほぼ同時に教育課程改革に取組み、そのなかに児童・生徒の自律的な学習を実現する枠組みを位置づけています。<総合的な学習の時間(日本)> <総合実践活動(中国)> <裁量活動(韓国)> <統整課程(台湾)> と呼び方は異なりますが、学校単位でカリキュラムを開発し、探究的学習を促進する点では共通のものです。

しかし、それらの枠組み(ここでは仮に「総合学習」と総称する)は、教科外の時間として設定されていたり、選択教科をその枠組みに位置づけていたり、国や地域によって差異も見られます。国や地域の教育課程全体の構造や教育の制度や風土のちがいが、総合学習の位置づけや実践のかたちに微妙な差異を刻印しているのです。

今回のシンポジウムでは、なぜ東アジアの国や地域で共通に「総合学習」を必要としているのか。また、それぞれにどのように異なる課題を抱えているのか。さらに、それぞれの試みからいかなる相互交流が可能なのか。これらの課題を探究する機会にしたいと考えています。

**日 時** 平成16年7月1日(木) 15:30~17:30  
東アジアの総合学習~カリキュラム研究の視点から

<シンポジスト>

熊 梅 氏 中国 東北師範大学教授(教育学博士)  
林 明煌 氏 台湾 国立嘉義大学助理教授(教育学博士)  
申 明宇 氏 韓国 ソウル市小学校教諭(上越教育大学大学院在学)

<コーディネーター>

和井田 清司 (上越教育大学 学習臨床講座)  
牛 志奎 (連合大学院博士課程)

**会 場** 上越教育大学 講義棟101教室  
(上越市山屋敷町1番地,上越教育大学 山屋敷キャンパス内)

シンポジウムの参加は、自由です。

シンポジウム終了後に、懇親会(18:00~20:00, 大学会館小食堂)を行いますので、こちらもふるってご参加ください。

なお、学外の方でシンポジウムに参加希望の方は、下記申込先まで事前にご連絡ください。

\* 問合せ先(学外の方の申込先)

総務部 研究連携室 国際交流係(担当:伊藤)

TEL 025-521-3666 FAX 025-521-3621

E-mail [kkoryu@juen.ac.jp](mailto:kkoryu@juen.ac.jp)

申込みは、電話、FAX、Eメールのいずれでも結構です。  
お名前、所属先、電話番号をお知らせください。



韓国教員大学校・上越教育大学  
交流10年 記念シンポジウム



2004年11月10日 [水]  
午後1時～5時

上越教育大学 講義棟301教室

冬ソナばかりが韓国じゃない！  
もっと韓国を知りたくありませんか？

# 日韓の相互理解と

# 国際理解教育

朱 京植 韓国教員大学校教授 地理学  
韓国の都市の景観

川村知行 上越教育大学教授 美術史  
美術史から見た日韓文化交流における意味

金 恩淑 韓国教員大学校教授 日本史  
韓国の教育現場における「日本」の現状と課題

パネルディスカッション  
日韓交流と国際理解教育

加藤 章 盛岡大学学長

二谷 貞夫 上越教育大学名誉教授

釜田 聡 上越教育大学講師

主催  
総合学習研究会  
上越教育大学

お問い合わせ先  
(025) 521-3666 (国際交流係)

☆入場無料

# 日中の相互理解と 国際理解教育

国際シンポジウム 北京師範大学☆上越教育大学

2005年11月12日[土]

午後1時～

上越教育大学 講義棟201教室

開会 1:00～

第1部 基調報告 1:15～3:30

樊 秀麗 北京師範大学 教育学院研究員  
中国少数民族の文化と教育について

川村知行 上越教育大学 教授  
文物から見た日中文化交流の意味と課題

高 益民 北京師範大学 比較教育研究センター副教授  
中日文化交流における意味と課題

第2部 パネル・ディスカッション 4:00～5:30

「日中間における国際理解教育の今日的課題」

釜田 聡 上越教育大学 学校教育総合研究センター助教授（司会進行）  
馬 健生 北京師範大学 比較教育研究センター教授  
劉 宝存 北京師範大学 比較教育研究センター副教授  
高 益民  
樊 秀麗  
川村知行

閉会 5:30

懇親会 6:00～8:00 会場：学生食堂

主催 上越教育大学 総合学習研究会 東アジア教育研究会

お問い合わせ先 上越教育大学 国際交流係 (025) 521-3666

# 上越教育大学外国人研究者規程

( 平成16年4月1日 )  
規程第86号

## 上越教育大学外国人研究者規程

( 趣旨 )

**第1条** この規程は、上越教育大学（以下「本学」という。）における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人の研究者（以下「外国人研究者」という。）を受け入れる場合の取扱いについて必要な事項を定める。

( 受入れの資格 )

**第2条** 外国人研究者として受け入れることのできる者は、次の各号の一に該当する者で、国立大学法人上越教育大学の教授、助教授、講師若しくは助手に相当する身分を有するもの又はこれに相当する研究業績を有するものとする。

- (1) 文部科学省の事業に基づく外国人研究者
- (2) 日本学術振興会の事業に基づく外国人研究者
- (3) 国際交流基金の事業に基づく外国人研究者
- (4) 日本国際教育協会の事業に基づく外国人研究者
- (5) 本学との大学間交流協定に基づく外国人研究者
- (6) 外国政府、国際機関その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
- (7) その他学長が学術研究の国際交流を推進する上で適当と認めたる者

( 受入手続 )

**第3条** 外国人研究者を受け入れようとする学部主事は、原則として受入予定日の2月前までに、別記様式の外国人研究者受入承認申請書を学長に提出しなければならない。

( 受入れの承認 )

**第4条** 学長は、前条の申請があったときは、国際交流推進室における議を経て、受入れを承認するものとする。

( 受入期間 )

**第5条** 外国人研究者の受入期間は、原則として1月以上1年以内とする。ただし、第2条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者にあつては、当該各号に掲げる事業の実施要項等に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は学部主事の申し出により、特に必要があると認めるときは、外国人研究者の受入期間を延長することができる。

( 受入教員 )

**第6条** 学部主事は、外国人研究者の受入れに当たっては、受入教員を定めるものとする。

( 施設等の使用 )

**第7条** 外国人研究者は、本学の教育研究に支障のない範囲において、研究を遂行するために必要な本学の施設、設備及び備品を使用することができる。

( 学内規則等の遵守 )

**第8条** 外国人研究者は、本学の学内規則等を遵守しなければならない。

(受入れの取消し)

**第9条** 外国人研究者が、本学の学内規則等に違反し、又は本学の教育研究に重大な支障を与えたときは、学長は、当該外国人研究者の受入れの承認を取り消すことができる。

(細則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、外国人研究者の受入れに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

外国人研究者受入承認申請書

年 月 日

上越教育大学長 殿

学部主事

印

下記のとおり外国人研究者を受け入れたいので、承認くださるよう申請します。

記

ふりがな 氏 名	性 別	男 ・ 女		
	生年月日	年	月	日( 歳)
国 籍				
現 職 所 属 ・ 職 名				
本国における 住所				
最終学歴卒業 等年月	年 月 卒業・修了			
学 位				
主 な 職 歴				
費用の出途	渡航費 滞在費			
受入期間中の 居所(予定)				
受 入 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
研 究 題 目				
研 究 計 画				
受 入 教 員	所 属 職 名 氏 名			
在留資格・ 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
備 考				
確 認	講 座 代 表	印	受 入 教 員	印

## 外国人研究者の取扱いについて

上越教育大学外国人研究者規程（平成16年規程第86号）第7条の規定に基づき、外国人研究者が本学の施設等の使用する場合においては、次のとおり取り扱うものとする。

### （外国人研究者研究室）

1 大学は、外国人研究者の受入れに当たり、学内に「外国人研究者 研究室」（以下「研究室」という。）を設置し、外国人研究者が研究を遂行するための場所を提供する。

### （研究室の備品）

2 大学は、外国人研究者が研究室において研究を行うための備品として、次のものを使用させる。

机、椅子、書架、ロッカー、電話機（内線電話）

### （鍵の貸与）

3 大学は、必要に応じ、外国人研究者に研究室の鍵を貸し出す。

### （研究室の光熱水料）

4 大学は、外国人研究者の研究室使用に係る光熱水料を徴収しない。

### （電話の使用）

5 大学は、外国人研究者が希望する場合には、研究室備付の電話機を外線電話として使用させることができる。

この場合における外線電話の通話料は、外国人研究者本人の負担とし、大学は、毎月の通話料を当該外国人研究者に請求する。

### （施設等の使用）

6 外国人研究者が、その研究を遂行するため、研究室以外の大学の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用する場合は、受入教員その他大学職員の指導のもとでそれらを使用するものとする。

### （その他の備品、消耗品）

7 外国人研究者は、大学から提供された研究室及び備品を除き、その研究を遂行するために必要とする備品及び消耗品類は、自己の負担により調達及び処分すること。

ただし、外国人研究者の派遣機関等から大学に当該研究者の受入れに係る研究費等の措置があった場合は、この限りではない。

### （研究室の管理）

8 外国人研究者は、大学から貸与された研究室及び備品について、善良な管理者の注意をもって使用し、次の事項を遵守しなければならない。

（1）研究以外の目的で使用し、又は第三者に貸与しないこと。

（2）工作を加える等その原状を変更しないこと。

(施設等の保全)

9 外国人研究者は、研究室その他の学内の施設等の保全並びに火災その他の災害の防止に努めるとともに、保健衛生に配慮しなければならない。

また、外国人研究者は、これらの保全等に関し管理運営上の必要から行う大学の指示に従い、かつ、積極的に協力しなければならない。

(損害賠償)

10 外国人研究者は、故意又は過失により施設等を汚損し、損傷し、又は紛失したときは、速やかに大学に報告し、その原状回復に要する費用を弁償しなければならない。

(研究室等の返還)

11 外国人研究者は、本学における研究期間の終了に際し、研究室の設備及び備品について、大学の担当者の点検を受けた上で、これらを返却しなければならない。

(事前説明)

12 大学は、外国人研究者が本学において研究を開始する際には、研究室の使用方法その他本学で研究を行う上で必要な事項について、事前に説明を行うものとする。

附 記

この取扱いは、平成17年8月1日から実施する。



# 国立大学法人上越教育大学国際交流推進室規程

( 平成16年4月1日 )  
規 程 第 5 号

改正 平成16年6月9日規程第95号

## 国立大学法人上越教育大学国際交流推進室規程

( 設置 )

**第1条** 国立大学法人上越教育大学に，国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第17条の規定に基づき，国立大学法人上越教育大学国際交流推進室（以下「推進室」という。）を置く。

( 目的 )

**第2条** 推進室は，国際交流及び留学生交流の推進に寄与することを目的とする。

( 業務 )

**第3条** 推進室においては，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際交流及び留学生交流の推進に係る企画立案に関すること。
- (2) 大学間交流協定校（以下「協定校」という。）の情報収集及び情報提供に関すること。
- (3) 地域と連携した国際交流の推進に関すること。
- (4) 外国人留学生に対する修学及び生活上の指導助言に関すること。
- (5) 協定校等との研究者交流の推進に関すること。
- (6) 協定校等との学生交流の推進に関すること。
- (7) 外国人留学生に対する研修プログラムに関すること。
- (8) 海外留学を希望する学生に対する修学及び生活上の指導助言に関すること。
- (9) 帰国外国人留学生に関すること。
- (10) 国際交流及び留学生交流に係る教員及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (11) その他国際交流及び留学生交流の推進に関する必要な事項

( 組織等 )

**第4条** 推進室は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国際交流推進室長（以下「室長」という。）
  - (2) 日本語・日本事情を担当する専任教員
  - (3) 協定校担当者（以下「コーディネーター」という。）若干人
  - (4) 総務部長
  - (5) 学務部長
  - (6) その他学長が指名した者
- 2 室長は，学長が指名した副学長をもって充て，推進室の業務を統括する。
- 3 コーディネーターは，学長が指名した教授又は助教授をもって充て，協定校との交流

を推進するための業務を処理する。

( 部会 )

**第 5 条** 推進室に、推進室の業務を遂行するため、次の各号に掲げる部会を置く。

(1) コーディネーター部会

(2) 留学生支援部会

(3) 研修プログラム部会

2 前項の部会に部会長を置き、各部会の構成員のうちから室長が指名する。

3 部会に関し必要な事項は、別に定める。

( 事務の処理 )

**第 6 条** 推進室に関する事務は、総務部研究連携室及び学務部教育支援課において処理する。

( 細則 )

**第 7 条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月9日から施行する。

# 国立大学法人上越教育大学国際交流推進室部会細則

(平成16年4月1日)  
細則第1号)

改正 平成16年6月9日細則第35号

## 国立大学法人上越教育大学国際交流推進室部会細則

(趣旨)

**第1条** この細則は、国立大学法人上越教育大学国際交流推進室規程（平成16年規程第5号。以下「規程」という。）第5条第3項の規定に基づき、国際交流推進室に置く各部会に関し必要な事項を定める。

(コーディネーター部会)

**第2条** コーディネーター部会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学内における協定校の広報に関する事。
- (2) 協定校等留学希望学生（派遣・受入れ）の対応及び選考・推薦に関する事。
- (3) 協定校等との研究者交流の推進に関する事。
- (4) 協定校等との学生交流の推進に関する事。
- (5) 海外教育（特別）研究に関する事。
- (6) その他協定校等に関し、国際交流推進室長（以下「室長」という。）が必要と認めた事項

2 コーディネーター部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) コーディネーター
  - (2) 規程第4条第1項第6号に掲げる者のうちから室長が指名した者
- (留学生支援部会)

**第3条** 留学生支援部会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外国人留学生に対する修学及び生活上の指導助言に関する事。
- (2) 国費外国人留学生の選考及び推薦に関する事。
- (3) 各種奨学金等受給者の選考及び推薦に関する事。
- (4) 学生団体との連絡調整に関する事。
- (5) 地域と連携した国際交流の推進に関する事。
- (6) 宿舎、各種奨学金、アルバイト等の情報提供に関する事。
- (7) 指導教員及び大学全体の協力体制の強化に関する事。
- (8) 帰国外国人留学生へのアフターケアに関する事。
- (9) その他留学生支援に関し、室長が必要と認めた事項

2 留学生支援部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 日本語・日本事情を担当する専任教員
- (2) 規程第4条第1項第6号に掲げる者のうちから室長が指名した者

( 研修プログラム部会 )

**第 4 条** 研修プログラム部会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 日本語・日本文化研修プログラムに関する事。
- (2) 教員研修プログラムに関する事。
- (3) 短期留学推進制度プログラムに関する事。
- (4) 留学生交流プログラムに関する事。
- (5) その他研修に関し、室長が必要と認めた事項

2 研修プログラム部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 日本語・日本事情を担当する専任教員
- (2) コーディネーターのうちから室長が指名した者
- (3) 規程第 4 条第 1 項第 6 号に掲げる者のうちから室長が指名した者

( 委員以外の者の出席 )

**第 5 条** 規程第 5 条第 2 項に規定する各部会の部会長は、必要があると認めるときは、各部会の構成員以外の者を当該部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

( その他 )

**第 6 条** この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年 6 月 9 日から施行する。

## 国際交流推進室室員名簿

平成18年4月1日現在

	氏名	職名	所属		備考
1	戸北 凱惟	副学長			室長
2	白杵 美由紀	学長特別補佐			チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学コーディネーター コーディネーター部会， 留学生支援部会， 研修プログラム部会
3	川村 知行	教授	第1部	学習臨床	研修プログラム部会
4	田島 弘司	助教授	第1部	学習臨床	留学生支援部会， 研修プログラム部会
5	釜田 聡	助教授	第1部	学校教育総合 研究センター	韓国教員大学校コーディネーター コーディネーター部会， 研修プログラム部会
6	五十嵐 透子	助教授	第2部	心理臨床	研修プログラム部会 部会長
7	河合 康	助教授	第2部	障害児教育	留学生支援部会
8	押木 秀樹	助教授	第3部	言語系(国語)	研修プログラム部会
9	小埜 裕二	助教授	第3部	言語系(国語)	留学生支援部会 部会長
10	加藤 雅啓	教授	第3部	言語系(外国語)	グラスゴー大学コーディネーター コーディネーター部会 部会長
11	前川 利広	教授	第3部	言語系(外国語)	ブランドン大学コーディネーター コーディネーター部会
12	大場 浩正	助教授	第3部	言語系(外国語)	留学生支援部会
13	志村 喬	助教授	第3部	社会系	研修プログラム部会
14	下里 俊行	助教授	第3部	社会系	留学生支援部会
15	小林 辰至	教授	第4部	自然系(理科)	研修プログラム部会
16	庭野 義英	助教授	第4部	自然系(理科)	アイオワ大学コーディネーター コーディネーター部会
17	榊原 潔	助教授	第4部	生活・健康系 (保健体育)	研修プログラム部会
18	黎 子椰	助教授	第4部	生活・健康系 (技術)	哈爾濱師範大学・北京師範大学コーディネーター コーディネーター部会， 留学生支援部会
19	東 和憲	学務部長	事務局		
20	田上 弘美	総務チーム主査	事務局	総務部総務課	
21	伊藤 孝之	国際交流チーム主査	事務局	学務部研究連携室	

注) 網掛けは，国際交流推進室会議の構成員を示す。

## 上越教育大学国際交流推進後援会会則

(名称)

第1条 本会は，上越教育大学国際交流推進後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は，上越市内に置く。

(目的)

第3条 本会は，上越教育大学における国際交流の推進を支援し，もって教育及び学術研究の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

- (1) 派遣留学生及び外国人留学生への支援に関する事業
- (2) 大学間交流協定校等との研究者等交流への支援に関する事業
- (3) 大学間交流協定校等との学生交流への支援に関する事業
- (4) 国際交流企画業務への支援に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な支援に関する事業

(組織)

第5条 本会は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会 員 上越教育大学の教職員及び学生のうち本会の趣旨に賛同し，入会した者
- (2) 賛助会員 上越教育大学の教職員及び卒業生，修了生であった者並びにその他団体及び個人のうち本会の趣旨に賛同し，入会した者

(入会手続)

第6条 本会に入会しようとする者は，入会申込書を提出するものとする。

(脱会)

第7条 次の各号に該当するときは，本会を脱会したものとする。

- (1) 本会を脱会する旨の書面の提出があったとき。
- (2) 第14条に定める会費を2年間納めなかったとき。

(役員)

第8条 本会に，次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理 事 若干人
- (4) 監 事 2人

(役員を選出等)

第9条 会長は，理事会において選出する。

2 副会長及び理事は，会長が指名する。

3 監事は，理事会において選出する。

(役員職務)

第10条 会長は，会務を統括する。

2 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

3 理事は，理事会を組織し，会務を掌理する。

4 監事は，本会の会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は，一会計年度とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠の役員任期は，前任者の残任期間とする。

(理事会)

第12条 本会に、本会の運営に関する事項を審議するため、理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

3 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 役員の選出に関する事項

(2) 事業の計画に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) その他本会の運営に関する事項

4 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

5 理事会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資金)

第13条 本会の資金は、次のとおりとする。

(1) 会員及び賛助会員(以下「会員等」という。)からの会費

(2) 資金から生じる収益

(3) 会員等並びにその他の団体及び個人からの寄附金

2 本会の資金は、事業を実施するための経費及びその他本会の目的を達成するために必要な経費以外に支出してはならない。

3 本会の資金は、会長が管理する。

(会費)

第14条 本会の会費は、年額2,000円とする。

2 会費は、毎年7月までに別に定める方法で納入するものとする。

(会計)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の決算は、毎会計年度終了後、上越教育大学のホームページ等で会員等に報告する。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、必要に応じて職員を置くことができる。

(役員及び職員の報酬)

第17条 役員及び職員は、無報酬とする。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成14年10月10日から施行する。

2 この会則施行後最初の役員は、第9条の規定にかかわらず、上越教育大学国際交流推進後援会設立発起人会において選出された者とする。

3 この会則施行後最初の会費は、第14条第2号の規定にかかわらず、平成15年1月末までに所定の方法で納入するものとする。

4 この会則施行後最初の会計年度は、第15条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行日から平成15年3月31日までとする。

附 則 (平成16年7月30日一部改正)

この会則は、平成16年7月30日から施行する。

( H 1 8 . 4 . 1 )

平成 1 8 年度上越教育大学国際交流推進後援会役員名簿

役 員	氏 名	職 名
会長	渡 邊 隆	学長
副会長	戸 北 凱 惟	副学長
副会長	新 宅 鉄 衛	理事 兼 事務局長
理事	高 田 喜久司	理事 兼 副学長
理事	川 崎 直 哉	副学長
理事	大悟法 滋	附属図書館長・教授
理事	濁 川 明 男	学部主事・教授
理事	西 穰 司	学部主事・教授
理事	赤 羽 孝 之	学部主事・教授
理事	室 谷 利 夫	学部主事・教授
理事	後 藤 丹	学部主事・教授
理事	稲 葉 幸 夫	総務部長
理事	東 和 憲	学務部長
監事	白 杵 美由紀	学長特別補佐（国際交流担当）
監事	霜 越 隆 晴	総務部財務課長
事務局	田 中 芳 一	学務部研究連携室長
事務局	伊 藤 孝 之	学務部研究連携室国際交流チーム
事務局	新 井 まり子	学務部研究連携室国際交流チーム